

# 官報号外 昭和三十九年五月二十九日

## ○第四十六回 衆議院会議録 第三十二号(その一)

昭和三十九年五月二十九日(金曜日)

講事日程 第三十一号

昭和三十九年五月二十九日

午後二時開議

○本日の会議に付した案件

米価審議会委員任命につき国会法

第三十九条但書の規定により議

決を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につ

き同意を求めるの件

国立教育会館法案(内閣提出、参

議院回付)

日程第七 学校教育法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第八 鉛山保安法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第九 道路交通法の一部を改

正する法律案(内閣提出、参議

院送付)

日程第一 アジア経済研究所法の

一部を改正する法律案(内閣提

出)

自家用自動車の一時輸入に関する

通関条約の実施に伴う関税法等

の特例に関する法律案(内閣提

出、参議院送付)

○議長(船田中君) 御異議なしと認め

ます。よって、そのとおり決しました。

た。

国立教育会館法案

右の質問から送付された内閣提案案

は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付

する。

昭和三十九年五月二十七日

参議院議長 船田中殿

(業務) 第二十条 教育会館は、第一条の目

的を達成するため、次の業務を行

な。

○議長(船田中君) これより会議を開

きます。

午後二時十二分開議

ます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認め

ます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(船田中君) おはかりいたしま

す。

内閣から、米価審議会委員に本院議

院が回付されております。この際、

議事日程に追加して右回付案を議題と

するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認め

ます。よって、日程は追加せられまし

た。

国立教育会館法案の参議院回付案を

議題といたします。

右の質問から送付された内閣提案案

は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付

する。

昭和三十九年五月二十七日

参議院議長 船田中殿

(業務) 第二十条 教育会館は、第一条の目

的を達成するため、次の業務を行

な。



第四に、地価の持続的騰貴傾向は、適正な利用目的を伴わない投機的ない思惑的な土地取引を誘発し、地価の騰貴に一そな拍車をかけ、土地の適正かつ合理的な利用を妨げております。このように最近における地価の高騰は、国民生活の安定と経済の健全な成長に重大な支障を及ぼしており、各方面から深甚なる関心が寄せられている状態であります。

政府も、これららの事態を重大視しておられることは申すまでもないのであります。

いままで、すでに宅地債券等の新構想を実施したほか、政府施策住宅に対する宅地造成の拡大、地方起債ワクの増加等を行なう一方、法制の上におきましても、人口集中の著しい市街地周辺の住宅市街地の開発と、宅地の大規模化を促進するため、新住宅市街地開発法を制定し、また、適正な地価の形成と円滑な流通及び宅地価格の安定をはかるため、不動産の鑑定評価に関する法律の制定等を行なつたのであります。さらに、公共事業に必要な用地の取得を本院で審議中であり、政

府のとられる諸施策の成果もまた必ず期して得べきものがあると確信いたすものであります。

しかしながら、地価問題の特殊性と困難性とに深く思いをいたし、特に政

府の住宅建設十カ年計画の円滑な施行を確保するためにも、また、広く国土開発諸施策の適正な策定と遂行をはかるためにも、今後さらに強力な総合的

地價安定施策の実施を切に要望せざるを得ないのであります。

しかし、右施策の具体的な内容はさわめて広範かつ多岐にわたるものであると存じますが、要は、地価高騰の根本的原因が、最近における急速な経済の発展に伴う生活水準の向上と、人口の都市地域への過度集中による地城的な宅地需給の不均衡にあることを洞察するならば、右施策の要諦もまた、

第一に、宅地及び工業用地の需要面における緩和対策及び分散対策、第二に、宅地及び工業用地の供給面における土地の合理的利用、用地造成、交通利便の増進等による供給増加対策、並びに第三に、宅地その他用地の取引または流通秩序の確立等を骨子とすべきものであると思われるのであります。

特に、国土の均衡ある開発、発展をはかるため、農地との調整を考慮した

ことは、住宅の質の向上にも幾らか原因がありますけれども、ほとんどは用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁

の地価は約八・四倍、工業用地は約十

二倍もの値上がりを見ております。し

べてわざか二%足らずであります。

これは住宅の質の向上にも幾らか原因

がありますけれども、ほとんどの用地

費の値上がりに食われているのが現状

であります。これがため、地方都市に

おきましては、用地費の自己負担にた

かねて割り当てを返上するところさ

え出しているといふあります。いまこ

として、この間ににおける経済企画庁</p

昭和三十九年五月二十九日 衆議院答  
ぎたといわざるを得ないのであります。実際問題として、公共事業費の予算を二割や三割ふやしましても、事業はせいぜい前年並みしかできないのが現状であります。

昨年の八月二十七日の閣議におきまして、池田総理は、土地は国民全体のために利用されなければならぬという立場から、もっと妥当な価格で迅速に収用できるよう具体的な案を検討すべきであるということを発言いたしております。

りまして、その結果、現在土地収用法等の改正案が本院において審議されておるのであります。しかし、現在のところ状態では、値上がり待ちと投機はあとを断つことはできないのであります。

が、地価抑制対策として、先賣い権、  
収用権を含む新住宅市街地開発法を制定いたし、あるいはまた不動産鑑定士制度を設けて、とにかく努力をいたしておりますことは、われわれも認めるにやぶさかではないでござりますけれども、これでは実効を期待することは困難でございます。土地の供給をふやそうと努力すればするほど地価の値上がりは依然として続くのであります。すなわち、公共投資は公共投資を招き、地価は地価を呼ぶというのが現状であります。

議録第三十二号(その一) 地価安定施等  
ります土地利用計画の樹立こそが、最も焦眉の急務といわなければならぬのがあります。御承知のことく、いまの池田内閣には土地利用計画といふものがないのです。私は、少なくとも、いまより五年前池田内閣が高度経済成長政策の実現をはかるにあたつて、もし政府の確固たる土地利用計画が樹立していたならば、今日見られるような地価の高騰、混乱は見られないかたと思うのであります。(拍手)

今日の地価の高騰を招いたおもなる原因是、民間企業が設備投資に狂奔した結果でありますことは、常々指摘されてゐるところであります。少なくとも政府は、これに対する規制はなし得たはずであります。政府がつとめられてゐることであります。土地の用途を定めて、それ以外の利用を許さないといふことにすれば、思惑買いや投機等の入り込む余地はないのであります。土地の必要に迫られてからどうなれば、都市の周辺をうろつき回るのではなく、直接的かつ簡明な土地利用計画をすみやかに樹立すべきであります。

現在の地価の構成は、時価主義によつておるのであります。時価そのものは、主として経済的価値に投機等の反社会的な要素を含んでおるのであります。それゆえにこそ、さきに地価の適正な価格形成への要望をいたしました。

の強化に関する決議案

して、不動産鑑定士法の制定を見たのであります。单なる鑑定士制度の存在のみでは、国民の多くが適正な価格を知ることが困難であります。どうしても複数の鑑定士による鑑定評価に基づく公示制度を早急に実現し、広く国民に正当な地価というものを理解せしめ、認識せしむる必要があると思うのであります。

であります。もし、これをなさずして放置するときにおきましては、あたかも、あの旧地主補償のような問題が、同じように公共用地取用の場合においても生ずることを私どは非常におそれておるのであります。

会主義国家が土地を國有としていることは当然であります。資本主義国家におきましても、私有を許すといふのは、そのほうが土地の利用効率がよいと考えるからであります。したがつて、利用せざる土地所有権はその保護の対象から大きく後退せしめなければならぬということは、けだし当然と思ふのであります。土地をみずから利用せず、また他人にも利用せしめず、ひたすら地価の値上がりを見込んで、機的な売買その他の行為によつて巨利をはかるうとするがこときことは、諸外国には多く例を見ないところであります。わが国特有の悪風習といわなければなりません。(拍手)

して、不動産鑑定士法の制定を見たのであります。单なる鑑定士制度の存のみでは、国民の多くが適正な価格を知ることが困難であります。どうしても複数の鑑定士による鑑定評価に基づく公示制度を早急に実現し、広く国民に正当な地価というものを理解せしめ、認識せしむる必要があると思うのであります。

さらにまた、地価の高騰は、国や地方政府団体の予算、あるいは建設事業に対する出費をふやし、このために、国民の大部分は重い税負担とインフレの二重苦にさいなまれておる状態であります。したがいまして、本決議案にあること、この際、強力な税制上の措置によって、土地の有効利用を促進することが必要であります。すなわち、宅地に対する思惑や投機が宅地の供給を阻害しておる、不恰に地価をつり上げておる、こういう現状を改めるためには、空閑地税を設けることによって、宅地に対する仮需要を抑え、地価上がり待ちの宅地の解放を促進すべきであると思ひであります。また、公共事業の施行に伴う地価の上昇が、土地所有者に不労所得あるいは不当な利得を与えておるといふことも顕著な事実であります。したがつて、税の公平の原則からいつても、また、安く土地を収用された人との均衡の上から、いつても、土地増価税を設けることにについても検討する必要があると思うのであります。

さらにまた、地価の高騰は、国や地方政府団体の予算、あるいは建設事業に対する出費をふやし、このために、国民の大部分は重い税負担とインフレの二重苦にさいなまれておる状態であります。したがいまして、本決議案にあること、この際、強力な税制上の措置によって、土地の有効利用を促進することが必要であります。すなわち、宅地に対する思惑や投機が宅地の供給を阻害しておる、不恰に地価をつり上げておる、こういう現状を改めるためには、空閑地税を設けることによって、宅地に対する仮需要を抑え、地価上がり待ちの宅地の解放を促進すべきであると思ひであります。また、公共事業の施行に伴う地価の上昇が、土地所有者に不労所得あるいは不当な利得を与えておるといふことも顕著な事実であります。したがつて、税の公平の原則からいつても、また、安く土地を収用された人との均衡の上から、いつても、土地増価税を設けることにについても検討する必要があると思うのであります。

さて、私は、本決議案が多くの諸君の賛同を得て本院に提案されましたところ、これは一体何を意味するのかといえは、これこそ池田内閣の高度成長政策、所得倍増計画が、物価の値上がり、特に地価の高騰の面において大きくなり失敗し、破綻を来たしたことを物語る以外の何ものでもないと思うのであります。(拍手)ここにおいて、私は、政府に監督を促す意味におきまして、土地に対する基本的な考え方、また、土地行政はいかにあるべきかということについて、一言申し上げてみたいと思うのであります。

申しますまでもなく、土地は生産されるものではなく、国土の一部として、國家を前提として、その所有が認められておるのであります。したがつて、国家なくしては私有財産の保護も私権の存在もあり得ないのであります。近代国家の歴史は、封建的な土地所有から脱皮への歴史であり、そうしてそこには、絶対的な所有から相対的かつ社会的、経済的な所有へと移行しつつあるのであります。土地は、所有することに価値があるのでなくて、利用するところに価値があるのであります。社

会主義国家が土地を國有としていることは当然でありますが、資本主義国家におきましても、私有を許すといふのは、そのほうが土地の利用効率がよいと考えるからであります。したがつて、利用せざる土地所有権はその保護の対象から大きく後退せしめなければならぬということは、けだし当然と思うであります。土地をみずから利用せず、また他人にも利用せしめず、ひたすら地価の値上がりを見込んで、機的な売買その他の行為によつて巨利をはかるうとするがこときことは、諸外国には多く例を見ないところでありまして、わが国特有の惡風習といわなければなりません。（拍手）

するものは、一項におきまして保障されるところの財産権は必ずしも絶対的なものとなはず、ゆえに、それは各個人の利益に対し、社会全体の利益を顧慮したものでありまして、相対的、団体主義的な立場に立つものと認められております。

かかる見地から土地行政を考えますならば、本決議案の内容以前の問題と

して、土地所有権は国家を前提として成り立ち、しかもそれは当然、公共性、公益性に従るものでありますか

いかに国民の住生活に裕度を与え、また、幾多の公共事業の障害となつてゐるかを、ます、例をあげて御説明してみたまうと思います。

私は、最近における地価の高騰、特に大都市における宅地価格の高騰が、いかに国民の住生活に裕度を与え、また、幾多の公共事業の障害となつていて、私は、最も必要であると私どもは確信いたしております。端的に申し上げますならば、いかなる開発法案も、土地の問題を避けて通ることはできないのであります。もはや今日の段階においては、土地基本法の制定なくしては、国土の開発はもちろん、地価安定の実効を期待することは絶対にできないのであります。

以上申し上げまして、政府が土地の高度利用にあたって、憶することなく、しかも、今日の地価の高騰と混乱を招いた責任者としてのその責任を十分に自覚し、すみやかに地価安定をはかるための強力なる政策を実行することを要求いたしまして、本決議案に賛成の意を表する次第であります。何とぞ皆さまの御賛同を願います。(拍手)

○議長(船田中君) 吉田賢一君。(拍手)

吉田賢一君登壇

○吉田賢一君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま提案せられました地価安定施策の強化に関する決議案に賛成の討論を行なわんとするも

のであります。(拍手)

私は、最近における地価の高騰、特に大都市における宅地価格の高騰が、いかに国民の住生活に裕度を与え、また、幾多の公共事業の障害となつていて、私は、最も必要であると私どもは確信いたしております。端的に申し上げますならば、いかなる開発法案も、土地の問題を避けて通ることはできないのであります。もはや今日の段階においては、土地基本法の制定なくしては、国土の開発はもちろん、地価安定の実効を期待することは絶対にできないのであります。

以上申し上げまして、政府が土地の高度利用にあたって、憶すことなく、しかも、今日の地価の高騰と混乱を招いた責任者としてのその責任を十分に自覚し、すみやかに地価安定をはかるための強力なる政策を実行することを要求いたしまして、本決議案に賛成の意を表する次第であります。何とぞ皆さまの御賛同を願います。(拍手)

吉田賢一君

吉田賢一君登壇



○議長(船田中君) 日程第三、漁業災害補償法案、日程第四、肥料価格安定等臨時措置法案、右両案を一括して議題といたします。

漁業災害補償法案

肥料価格安定等臨時措置法案

[本号(その二)に掲載]

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事坂田英一君。

[報告書は本号(その二)に掲載]

○議長(船田英一君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事坂田英一君。

[報告書は本号(その二)に掲載]

○議長(船田英一君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事坂田英一君。

連合会を設置すること、第二に、漁業共済組合の行なう事業は、漁獲北済、養殖共済及び漁具共済の三種類となし、漁業共済組合連合会の行なう再共済事業は、漁業共済組合と中小漁業者との間に共済契約が成立したときは、自動的に再共済契約が成立し、共済責任を再共済する事業とすること、第三に、漁業共済の純損金及び漁業共済団体の事業費の一部を国が補助すること、第四に、共済金及び再共済金の支払いを円滑にするため、政府、都道府県及び漁業共済団体が出資する漁業共済基金を設置すること、第五に、政府は、今後における中小漁業者の漁業事務の推移と漁業共済実施の状況に応じ、本漁業災害補償制度の共済掛金率、共済責任の負担区分等に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること等を骨子とするものであります。

本案は、二月二十九日提出され、委員会におきまして、四月十日政府から提案理由の説明を聴取した後、角屋堅次郎君外十一名提出の漁業災害補償法案とともに一括議題に供し、審議を行ない、その間、小委員会を設置し審査を重ね、さらにまた、参考人から意見を聽取する等、慎重審議を行なう等、慎重な審議を行ない、五月二十七日、一切の質疑を終了し、日本社会党及び日本共产党から反対の討論が行なわれた後、直ちに採決に付し、その際、農林大臣の同意を要する旨としたところ、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、民主社会党三党共同提案により、政

府は、漁業共済団体の共済責任を保険する事業を政府事業としてすみやかに実施することを目指として検討すべきこと等、数点について修正を加え、本案は多数をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に關し、政府は、兩三年中に政府の保険事業を実現すること等、八項目にわたる附帯決議を付することに決したこと申添えます。

次に、内閣提出、肥料価格安定等臨時措置法案について申し上げます。

本案は、いわゆる現行肥料二法が八月一日失効することに対処し、農業及び肥料工業の健全な発展に資するため、肥料の取引を適正かつ円滑にするために必要な措置を講じ、あわせて肥料の輸出体制を整備することによつて、農業の重要な生産資材である肥料価格の安定と輸出の調整をはかるうとして提出されたものであります。そのおもなる内容は、第一に、内閣確保措置については、肥料の輸出は、通商産業大臣の承認制とし、肥料の需給見通しに基づいて承認を行なうものとし、その際、農林大臣の同意を要する旨としたところ、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、民主社会党三党共同提案により、政府は、農業生産の発展を旨として肥料工業の合理化を促進し、国内肥料の供給を増大し、その価格を低減するよう、適切な

るときはこれを変更せしめ、または締結を禁止すること、さらに、価格取り

きめの促進のため必要な資料を交付

ることに決しました。

最後に、本案の審議の過程において、日本社会党から、臨時肥料需給安定法を二年間延長する改正法案を委員会提出の法律案とすべき旨の動議がなされました。これは少数をもつて否決されたことを、この際特に付言いた

ております。

以上、報告を終わります。(拍手)

【参照】

漁業災害補償法案に対する修正案(委員会修正)

第二十三条第一項第五号中「漁業共済事業」を「損失又は損害の認定に関する事項その他漁業共済事業」に改める。

第八十二条第三項中「第一百九十五条」を「第一百九十五条第一項」に改める。

第二百九十五条の見出しを「(共済金及び事務費の補助等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、漁業共済団体の事務費の一

部を補助することができる。

3 国は、前二項の規定による補助行為については独禁法の適用を除外するとともに、この取りきめの内容を

主社会党共同提案により、政府は、農業生産の発展を旨として肥料工業の合理化を促進し、国内肥料の供給を増大し、その価格を低減するよう、適切な業の円滑な運営に支障を生じない



理化をやつしていく、その合理化によってコストダウンした部分を輸出赤字に向ける、こういふことを申しておるのあります。コストの引き下げということは、当然消費者価格の引き下げに向かなければならぬにもかかわらず、それを輸出の赤字に回すのであれば、結局、これは結果的には輸出赤字を農民に振り向ける、これと同じことであると思うのでござります。

(拍手) 次に申し上げたい点は、今回、從来とつておつたマル公をやめて、価格の決定にあたつては、肥料の生産者と消費者側の代表が話し合いによつてきめられます。一体、はたして、今日強い立場、弱い立場にある両者が対等に話し合えるという保証がどこにあるでしょ  
うか。現に生産費についても、従来のバルクライン方式によれば七百四十三円九銭、総平均方式によれば七百七十円六十二銭、それそれ方式の立て方、ものさしのとり方によつて生産費も違つております。ところが、そのどちらの方式をとるかについて何ら指示がございません。もし、不当な価格になつた場合には、政府は立ち入り検査をする、指導、助言を行なう、最終的には、政府自身が調停を行なう、こうしたままでますけれども、この調停には強制権がありません。もし、メーカー側が言うことを聞

かない場合には、何ら打つ手がない。これが実情でございます。あるいは、これが本法のねらいであるかも知れな  
いと思うのでござります。  
いずれにいたしましても、以上のようない点から、わが党は、あくまでも現行の肥料二法をさらに二年程度延長する、これを主張してまいりました。しかし、残念ながら、ただいまの委員長報告にありますとおり、これはいつるところとなりませんでした。しかし、眞に農民を思い、農業を憂えるならば、今回出されたような空文の新法をこそ廢止して、現行法を継続することが私は正しい態度であると思ひます。このことを、この際さらにつく訴えまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) これまで討論は終局いたしました。  
まず、日程第三につき採決いたしました。  
○議長(船田中君) これにて討論は終了いたしました。  
〔本号(その二)に掲載〕  
土地収用法等の一部を改正する法律案等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
○議長(船田中君) 日程第五、土地収用法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長丹羽喬四郎君。  
〔報告書は本号(その二)に掲載〕  
○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長丹羽喬四郎君。  
〔報告書は本号(その二)に掲載〕  
第一に、海面の埋め立て等に伴う漁業権等の収用等を認めるものとしたことといたします。  
第二に、特別措置法に規定されている簡易な手続を収用法に取り入れるものといたします。  
第三に、政令で定める都道府県においては、収用委員会に常勤の委員及び専任の職員を置くことができるものといたしますほか、委員及び予備委員は議会の議員等を兼ねることができないものといたします。  
第四に、収用委員会の審理の促進をはかるため、土地所有者等の氏名を確認できない場合、及び権利の存否について争いがある場合における審理手続を明確化したこととあります。  
第五に、特別措置法に列記されている事業と同程度の緊急性、公共性のある事業で、政令で定めるものを、特定

ながるため、土地所有者等の氏名を確認できない場合、及び権利の存否について争いがある場合における審理手続を明確化したこととあります。  
第六に、特定公共事業にかかる収用事業で、政令で定めるものを、特定委員会の緊急裁決は二ヵ月以内にしなければならないものとし、当該期間内に緊急裁決がなされないとときは、建設大臣が代行裁決ができる道をとります。  
第七に、都市計画事業にかかる土地等の収用等については、主務大臣の裁定を経ることなく、すべて収用委員会の裁決によるものとしたことといたします。  
本案は、去る四月三日本委員会に付託され、その間、参考人から意見を聽取する等、慎重に審査したのであります。その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。  
かくて、五月二十七日、本案に対する質疑を終了し、討論に付しましたところ、自由民主党及び民主社会党から賛成、日本社会党から反対の討論があり、次いで、採決の結果、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案になる附帯決議を付することに決したのであります。これらの内容につきましては会議録において御承知願いたいと思います。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(船田中君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決します。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件 (参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第六、日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求める件 (本号(その二)に掲載)

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件 (本号(その二)に掲載)

○議長(船田中君) 委員長の報告を求める。外務委員長白井莊一君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、米国との間に領事に関するた

め、かねてから交渉を行なつております。したが、最終的に妥結を見ましたので、昨年三月二十二日本条約の署名を行なつたのであります。

本条約は、領事館の設置、領事官の任命及び職務範囲、認可状の交付、領事財産及び領事官または領事館職員の特権免除等を規定しております。

本件は、参議院において承認され、二月二十六日本委員会に付託されましたので政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、五月二十七日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、日本社会党を代表して穂積七郎委員より反対の意見が述べられました。次いで、採決を行ないましたところ、多數をもつて承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。穂積七郎君。

〔穂積七郎君登壇〕

○穂積七郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました日米間における領事条約に反対の態度を明らかにいたしたいと思いま

す。(拍手)簡潔にその理由を明らかにいたします。

御承知のとおり、領事とは、国際通

の交流に関する職務または在外自国民の身分関係に関する法律手続、自国民並びに受け入れ國に入港いたします自國船舶に対する権利の擁護を職務とす

るということは明瞭でございます。し

所在を明らかにいたします。

まず第一に、第十七条におきまして、日本政府は、在日アメリカ領事館に対し、アメリカの国民的な義務に従つて身体検査を行なう、すなわち、これには徴兵検査の業務もこの中に含まれるのでございます。このようないままでの国際的な領事官の権限として予想だにしなかつた新たな権限を付与いたしておるのでございます。政

府は、日本に駐留するおよそ一万五千人において新たに締結されましたこの条約の第十七条を見ますと、かつて日本と満州国とが軍事的に結ばれ、しかも、かの国を從属視してまいりましたその關係が、今日のアメリカと日本の条約によって具体的に証明されておるのでございます。

これらは、日本と満州国との間で

文をもつて条約化しまして、これを規定することの必要は、これを認めざるを得ません。したがいまして、われわれは、日米間におきましても領事条約を締結するそのことについては反対を進したい考えであります。

この場合に注意しなければならないことは、領事的一般的な概念より逸脱いたしましたそれ以上の権限を新たに付与すべきものではありません。ところが、政府は、このたびの日米条約交渉にあたりまして、アメリカ側の一方に要求を至るところで易々諾々として許容いたしました。アメリカの領事官に与えることに対しましては、われわれは絶対にこれを認め

るわけにはいかぬのでござります。(拍手)このことは単に平和憲法を持つておるわが國のみならず、今までの国際条約上全く慣例を見ざるところでございます。最近、アメリカとイギリス、ソビエトの間において締結されました

に抵触しない職務、もう一つは国際法もしくは国際慣習に適合しておる行為、これは列挙した権限以外に領事官には当然の権限として持つ職権であるといふことが明記されておる。ここまではいいのです。ところが、その次にこういふことが挿入されておる。「又は」で切りまして、「又は」でありますから、国際法並びに国際慣習の中で日本国が承認を与えたものではないのです。それ以外のもので日本政府が異議申し入れをしないものについては、一切の行為をアメリカ領事官が日本国においてとることができるという規定になつておる。これに付隨いたしまして第三条第三項におきましては、領事といふものは、いずれの国においてもそうですが、管轄区域といふものが設定されておる。ところが第三条第三項におきましては、日本政府から異議の申し立てのない限り、管轄区域外においても自由な行動がとれると、底抜けの規定が挿入されておるのであります。これをながめてみると、このことは、最近問題になつておりますアメリカ領事官の外国における軍事的活動行為、あるいはまた個人あるいは団体に対する政治工作、あるいはCIAの手先となつて行なう危険な調査、扇動行為ができるようになる危険があるのです。われわれが一方的に推測するのではなくて、われわれがもうすでに手にしておる具体的な資料によります。

料によりましても、現在すでに駐留いたしておりますアメリカ領事官が、日本の労働組合に対して積極的な分裂工作をとつたり、あるいは財界、あるいは保守党の人、あるいは革新政党、平和団体の個人的行動に尾行をいたしまして、スペイ的な調査活動をしたり、あるいはまた外交路線に関するいろいろな扇動行為をいたしておる事実があります。それがなかつたのでござります。しかしいましてアジアにおける最近の朝鮮、あるいはラオス、ベトナムにおける情勢をながめますと、わが国に対する核兵器の持ち込みとともに、いろいろなこという誤った政治工作や、あるいはスペイ行為が許容されることになります。これがわれわれが賛成のできない第二の理由であります。最後に、本条約と不可分の関係にあります議定書であります。議定書第一項におきましては、サンフランシスコ条約の第三条によつてその管轄権が日本政府に復帰してない領土地域、すなわち沖縄、小笠原であります。これら地域に対してもこの条約は適用されないと除外例が認められておる、そういうなりますと、特に沖縄における九十万日本人民の外交上の擁護されるべき権利がもろく手にしておる具体的な資料によります。

たしておりますアメリカ領事官が、日本人民に対する領事官が行なうべき法律的外交的保護職務を行なわしめると明記の経過におきまして、アメリカの一

方連絡事務所が置かれております。したがつて、この規定の中に、復帰するまでは南方連絡事務所をして日本人民に対する領事官が行なうべき法律的外交的保護職務を行なうべき法律案(内閣提出)を改訂する法律案を議題といたします。

○議長(船田中君) 日程第七、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

学校教育法の一部を改正する法律案(その二)に掲載

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めるべき領事による外交上のいろいろな保護規定を、日本政府によって一方的に放棄せしめられた結果になるのであります。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

私は、以上おもなる三点を指摘し、このような屈辱的にして一方的にしかも危険なる条約の条項内容についてわれわれは賛成することができない第二の理由であります。

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

本件は、去る三月二十八日当委員会に付託となり、四月一日政府より提案

理由の説明を聴取し、以来、慎重に審議を行ないましたが、その詳細につきましては会議録によつて御承知を願います。

かくて、五月二十七日、本案に對する質疑を終了し、討論の通告がないため、直ちに採決に入りましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決されました。

次いで、上村千一郎君外七名より、本件に対し、「短期大学は、恒久的制度として将来一層内容の充実を図ること、その施設、設備についても整備するよう努力すること。」との自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決の結果、本決議案は異議なく原案のとおり可決されました。これについて文部大臣から、十分検討して努力したい旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

いた短期大学を恒久的な制度に改めようとするものであります。その要点は、現在附則に置かれている短期大学に関する暫定規定を削除し、本則の大字の章において、短期大学の目的、性格を明確に規定するほか、所要の規定

○議長(船田中君) 採決いたします。本件の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

技術管理者の制度を設け、保安技術管理者は保安統括者を補佐して保安に

関する技術的事項を管理し、副保安技術管理者は保安技術管理者を補佐する

こと、第三に、新たに保安監督員補佐

員の制度を設け、一人は、その鉱山の

鉱山労働者の中から、その鉱山の鉱山

労働者の過半数の推薦により選任し、

保監督員を補佐すること、第四に、

これに伴い、従来の保安管理者及び副

保安管理者の制度を廃止すること等で

あります。

本案は、去る四月十六日本委員会に付託され、四月二十日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聞く等、慎重審議を行ない、五月十四日、質疑を終了、同月二十八日、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、鉱山保安法制一般の再検討、鉱山保安施設に対する財政措置の拡充、保安監督行政の強化等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

○有田喜一君登壇

本件について、石炭対策特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたしました鉱山保安法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

本件は、最近における鉱山災害、特に三池炭鉱等、石炭鉱山における重大災害の発生にかんがみ、鉱山災害の防止の万全を期そうとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、新たに保安統括者の制度を設け、保安統括者には鉱山において鉱業の実施を統括する者をもつて充てること、第二に、新たに保安技術管理者及び副保安

技術管理者の制度を設け、保安技術管理者は保安統括者を補佐して保安に

関する技術的事項を管理し、副保安

技術管理者は保安技術管理者を補佐する

こと、第三に、新たに保安監督員補佐

員の制度を設け、一人は、その鉱山の

鉱山労働者の中から、その鉱山の鉱山

労働者の過半数の推薦により選任し、

保監督員を補佐すること、第四に、

これに伴い、従来の保安管理者及び副

保安管理者の制度を廃止すること等で

あります。

本件は、去る四月十六日本委員会に付託され、四月二十日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聞く等、慎重審議を行ない、五月十四日、質疑を終了、同月二十八日、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○有田喜一君登壇

本件について、石炭対策特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

本件は、最近における鉱山災害、特に三池炭鉱等、石炭鉱山における重大災害の発生にかんがみ、鉱山災害の防止の万全を期そうとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、新たに

保安統括者の制度を設け、保安統括者には鉱山において鉱業の実施を統括する者をもつて充てること、第二に、新たに保安技術管理者及び副保安

技術管理者の制度を設け、保安技術管理者は保安統括者を補佐して保安に

関する技術的事項を管理し、副保安

技術管理者は保安技術管理者を補佐する

こと、第三に、新たに保安監督員補佐

員の制度を設け、一人は、その鉱山の

鉱山労働者の中から、その鉱山の鉱山

労働者の過半数の推薦により選任し、

保監督員を補佐すること、第四に、

これに伴い、従来の保安管理者及び副

保安管理者の制度を廃止すること等で

あります。

本件は、去る四月十六日本委員会に付託され、四月二十日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聞く等、慎重審議を行ない、五月十四日、質疑を終了、同月二十八日、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○有田喜一君登壇

本件について、石炭対策特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

本件は、最近における鉱山災害、特に三池炭鉱等、石炭鉱山における重大災害の発生にかんがみ、鉱山災害の防止の万全を期そうとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、新たに

保安統括者の制度を設け、保安統括者には鉱山において鉱業の実施を統括する者をもつて充てること、第二に、新たに保安技術管理者及び副保安

技術管理者の制度を設け、保安技術管理者は保安統括者を補佐して保安に

関する技術的事項を管理し、副保安

技術管理者は保安技術管理者を補佐する

こと、第三に、新たに保安監督員補佐

員の制度を設け、一人は、その鉱山の

鉱山労働者の中から、その鉱山の鉱山

労働者の過半数の推薦により選任し、

保監督員を補佐すること、第四に、

これに伴い、従来の保安管理者及び副

保安管理者の制度を廃止すること等で

あります。

○有田喜一君登壇

本件について、石炭対策特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

本件は、最近における鉱山災害、特に三池炭鉱等、石炭鉱山における重大災害の発生にかんがみ、鉱山災害の防止の万全を期そうとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、新たに

保安統括者の制度を設け、保安統括者には鉱山において鉱業の実施を統括する者をもつて充てること、第二に、新たに保安技術管理者及び副保安

技術管理者の制度を設け、保安技術管理者は保安統括者を補佐して保安に

関する技術的事項を管理し、副保安

技術管理者は保安技術管理者を補佐する

こと、第三に、新たに保安監督員補佐

員の制度を設け、一人は、その鉱山の

鉱山労働者の中から、その鉱山の鉱山

労働者の過半数の推薦により選任し、

保監督員を補佐すること、第四に、

これに伴い、従来の保安管理者及び副

保安管理者の制度を廃止すること等で

あります。

○有田喜一君登壇

本件について、石炭対策特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

本件は、最近における鉱山災害、特に三池炭鉱等、石炭鉱山における重大災害の発生にかんがみ、鉱山災害の防止の万全を期そうとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、新たに

保安統括者の制度を設け、保安統括者には鉱山において鉱業の実施を統括する者をもつて充てること、第二に、新たに保安技術管理者及び副保安

技術管理者の制度を設け、保安技術管理者は保安統括者を補佐して保安に

関する技術的事項を管理し、副保安

技術管理者は保安技術管理者を補佐する

こと、第三に、新たに保安監督員補佐

員の制度を設け、一人は、その鉱山の

鉱山労働者の中から、その鉱山の鉱山

労働者の過半数の推薦により選任し、

保監督員を補佐すること、第四に、

これに伴い、従来の保安管理者及び副

保安管理者の制度を廃止すること等で

あります。

○有田喜一君登壇

本件について、石炭対策特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

本件は、最近における鉱山災害、特に三池炭鉱等、石炭鉱山における重大災害の発生にかんがみ、鉱山災害の防止の万全を期そうとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、新たに

保安統括者の制度を設け、保安統括者には鉱山において鉱業の実施を統括する者をもつて充てること、第二に、新たに保安技術管理者及び副保安

技術管理者の制度を設け、保安技術管理者は保安統括者を補佐して保安に

関する技術的事項を管理し、副保安

技術管理者は保安技術管理者を補佐する

こと、第三に、新たに保安監督員補佐

員の制度を設け、一人は、その鉱山の

鉱山労働者の中から、その鉱山の鉱山

労働者の過半数の推薦により選任し、

保監督員を補佐すること、第四に、

これに伴い、従来の保安管理者及び副

保安管理者の制度を廃止すること等で

あります。

が、これまで全会一致をもつて可決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 「賛成者起立」

本案は、委員長報告のとおり可決いたしました。

自家用自動車の一時輸入に関する通  
関条約の実施に伴う関税法等の特例に  
関する法律案を議題といたします。

自家用自動車の一時輸入に関する通  
關条約の実施に伴う関税法等の特例  
に関する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求  
めます。大蔵委員長山中貞則君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○山中貞則君登壇  
○山中貞則君  
ただいま議題となりました自家用自動車の一時輸入に関する通  
關条約の実施に伴う関税法等の特例  
に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

すでに御承知のとおり、別途今国会におきまして、その緒につき承認が与えられました自家用自動車の一時輸入に関する通關条約は、特定の保証団体の発給する一時輸入書類の担保のもとに、國際旅行者の一時に持ち込む自家用自動車またはその修理用部分品について、それが再輸出されることを条件として、關稅及び物品稅等の輸入稅を徴収せず、かつ、輸入制限を適用することなく輸入を認めること等をその

内容としているのであります。が、この法律は、同條約の実施のため、特に法律の規定を要する事項について所要の立法措置を講じようとするものであります。

まず第一に、この一時輸入制度により關稅及び物品稅の免除を受けて自家用自動車等を輸入しようとする者は、その手續として、保証團体の認証済み證明書を一時輸入書類に添えて税關に提出しなければならないことにいたしております。

第二に、第一の手續により輸入された自動車等が、一時輸入書類の有効期間に適合しなくなつた場合には、その輸入者、譲渡者、譲り受け人または保証団体から直ちに關稅及び物品稅を徴収することにいたしております。

なお、この場合におきましても、それが事故により著しく損傷したために再輸出されなくなつた場合、もしくはそれを減却することにつき税關長の承認を受けた場合には、徴収すべき關稅及び物品稅を軽減または免除で

け、保証團体の業務について所要の監督を行なうことについたしております。

第四に、通關條約の非加盟國からの一時輸入自動車等についても、わが国の保証團体と同一の國際團体に加盟している當該國の保証團体が發給した保証書類を有する場合には、國際旅行の發展に資する見地から、必要に応じ、この一時輸入制度の便益を及ぼすことができるにいたしております。

本案は、さきに參議院を通過して本院に送付されたものであります。が、慎重審議の後、本二十九日、質疑を終了しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(船田中君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり可決されました。

○朗讀を省略した議長の報告  
(衆議送付及び通知)

一、去る二十六日、國会において承認をすることを議決した次の件を内閣に送付し、その旨參議院に通知した。

(政府委員解任)

道路交通に関する條約の締結について承認を求めるの件

自家用自動車の一時輸入に関する通關條約の締結について承認を求めるの件

(政府委員承認)

一、去る二十六日、船田議長は、池田内閣總理大臣より承認した。

(政府委員解任)

一、昨二十八日、池田内閣總理大臣から船田議長宛、去る二十七日付をもつて郵政省人事局長増森幸は退職した。

(政府委員解任)

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

(通知書受領)

一、去る二十七日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

土地改良法の一部を改正する法律

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律

出席國務大臣

文部大臣 濑尾 弘吉君

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

いて承認した吉河光貞外二名を同日

第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十六日、池田内閣總理大臣から船田議長宛、二十日付をもつて首都圈整備委員会事務局計画第二部長井上健一は運輸大臣官房付に任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

一、昨二十八日、池田内閣總理大臣から船田議長宛、去る二十七日付をもつて郵政省人事局長増森幸は退職した。

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十八年度第一・四半期における國庫の狀況

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十八年度第一・四半期における國庫の狀況

一、去る二十七日、參議院議長から、

次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

土地改良法の一部を改正する法律

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律

一、去る二十六日、池田内閣總理大臣から船田議長宛、二十六日議長にお

出席國務大臣

文部大臣 濑尾 弘吉君

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

建設大臣 河野 一郎君

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

外務政務次官 毛利 松平君

大蔵政務次官 繁織 彌三君

出席政府委員

農林大臣 赤城 宗徳君





昭和三十九年五月二十九日 衆議院会議録第三十二号(その二)

九八六

昭和三十九年五月二十九日

## 官報

号外

○第四十六回 衆議院会議録 第三十二号(その二)

【本号(その一)参照】

アジア経済研究所法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決よつて国会法第八十三条により送付する。

アジア経済研究所法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

第四節 漁具共済(第百二十六条—第百三十七条)

第五章 漁業災害補償法(第百四十八条—第百六十二条)

第六章 漁業再共済事業(第百三十一条—第百四十七条)

第七章 業務(第百七十六条—第百八十八条)

第八章 稽査(第百八十九条—第百九十条)

第九章 財務及び会計(第百八十九条—第百九十五条)

第十章 駕籠(第百九十六条—第百九十九条)

第十一章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第十二章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第十三章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第十四章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第十五章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第十六章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第十七章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第十八章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第十九章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第二十章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第二十一章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第二十二章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第二十三章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第二十四章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第二十五章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第二十六章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第二十七章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第二十八章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第二十九章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第三十章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

保するための措置を定めて、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とする。

(漁業災害補償の制度)

第一条 漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業により、中小漁業者の相互救濟の精神を基調として、その漁獲金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁業共済組合に係る損害に関して必要な給付を行なう制度とする。

(定義)

第三条 この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人

二 漁業を営む漁業協同組合

三 漁業生産組合

四 漁業を営む法人(前二号に掲げる者を除く。)であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。)の合計総トン数が千トン以上の漁業を営む者。

五 法律第二百四十二条(漁業災害補償法(昭和二十三年法律第二百四十二条))第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合

第一条 この法律は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんするため、その協同組織を基盤とする漁業共済団体の行なう漁業災害補償の制度及びその健全かつ円滑な運営を確

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 内閣総理大臣(池田勇人)

第三章 漁業災害補償法案

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業(第百三十一条—第百四十七条)

第五章 漁業共済基金(第百四十八条—第百六十二条)

第六章 業務(第百七十六条—第百八十八条)

第七章 稽査(第百八十九条—第百九十条)

第八章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第九章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第十章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第十一章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第十二章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第十三章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第十四章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第十五章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第十六章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第十七章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第十八章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第十九章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第二十章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第二十一章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第二十二章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第二十三章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第二十四章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第二十五章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第二十六章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第二十七章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第二十八章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第二十九章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第三十章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第三十一章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第三十二章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第三十三章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第三十四章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第三十五章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第三十六章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第三十七章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第三十八章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第三十九章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第四十章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第四十一章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第四十二章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第四十三章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第四十四章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第四十五章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第四十六章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第四十七章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第四十八章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第四十九章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第五十章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第五十一章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第五十二章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第五十三章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第五十四章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第五十五章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第五十六章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第五十七章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第五十八章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第五十九章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第六十章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第六十一章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第六十二章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第六十三章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第六十四章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第六十五章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第六十六章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第六十七章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第六十八章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第六十九章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第七十章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第七十一章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第七十二章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第七十三章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第七十四章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第七十五章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第七十六章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第七十七章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第七十八章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第七十九章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第八十章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第八十一章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第八十二章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第八十三章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第八十四章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第八十五章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第八十六章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第八十七章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第八十八章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第八十九章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第九十章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第九十一章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第九十二章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第九十三章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第九十四章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第九十五章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第九十六章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第九十七章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第九十八章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第九十九章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第一百章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第一百一章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第一百二章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第一百三章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第一百四章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第一百五章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第一百六章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第一百七章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第一百八章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第一百九章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第一百二十章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第一百二十一章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第一百二十二章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第一百二十三章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第一百二十四章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第一百二十五章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第一百二十六章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第一百二十七章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第一百二十八章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第一百二十九章 財務及び会計(第百九十九条—第百九十九条)

第一百三十章 駕籠(第百九十九条—第百九十九条)

第一百三十一章 稽査(第百九十九条—第百九十九条)

第一百三十二章 財務及び会計(第

組合の組合員たる法人にあつては、一千トン)以下であるもの

## 第二章 漁業共済団体の組織 及び監督

### 第一節 総則

#### (漁業共済団体の目的)

第四条 漁業共済組合及び漁業共済組合連合会(以下「連合会」という。)の地区は、全国の区域による。

組合連合会(以下「漁業共済団体」と総称する。)は、中小漁業者の協同組織を基盤とする系統団体として、その協同組織を構成する中小

漁業者のために、漁業共済事業又は漁業再共済事業を行なうことを目的とする。

(法人格)

第五条 漁業共済団体は、法人とする。

#### (名称)

第六条 漁業共済団体は、その名称中に漁業共済組合又は漁業共済組合連合会という文字を用いなければならぬ。

(地区)

第七条 漁業共済組合(以下「組合」という。)の地区は、一の都道府県の区域(特別の事由により農林大臣の承認を受けた場合には、その区域)による。

### (組合員たる資格)

第十二条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつ

2 漁業共済組合連合会(以下「連合会」とする。)の地区は、全国の区域による。

第八条 漁業共済団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

#### (住所)

第九条 漁業共済団体は、政令で定めるところにより登記をしなければならない。

#### (登記)

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。

2 出資一口の金額は、一万円とする。

#### (出資)

第三条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

#### (出資)

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。

#### (登記)

て、組合の地区内に住所を有するものとする。

第十六条 組合員は、各一個の議決権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第三十三条第三項の規定によりあらかじめ通知があつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

5 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

6 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

7 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

8 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

9 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

10 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

11 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

12 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

13 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

14 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

15 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

16 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

17 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

18 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

19 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

20 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

21 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

22 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

23 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

24 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

25 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

26 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

27 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

28 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

29 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

30 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

31 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

によつてすることができる。この場合には、組合は、その総会の会日の十日前までにその組合員に対する組合員につき、総会の議決権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第三十三条第三項の規定によりあらかじめ通知があつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

5 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

6 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

7 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

8 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

9 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

10 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

11 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

12 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

13 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

14 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

15 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

16 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

17 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

18 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

19 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

20 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

21 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

22 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

23 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

24 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

25 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

26 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

27 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

28 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

29 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

30 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

3 第一項の規定による請求権は、  
脱退の時（前項の規定により払い  
もどしを停止されたときは、払い  
もどしを請求することができるよ  
うになつた時）から二年間行なわ  
ないときは、時効によつて消滅す  
る。

（出資口数の減少）

第二十一条 組合員は、組合の承認  
を得て、事業年度の終りにおい  
て、その出資口数を減少すること  
ができる。

2 組合員は、前項の規定により出  
資口数を減少しようとするとき  
は、九十日前までに組合に告し  
なければならない。

3 第一項の承認の基準は、出資口  
数を減少しようとする組合員の組  
合員又は会員に係る漁業共済事業  
の利用の状況等に応じて、農林省  
令で定める基準に従い、組合が定  
め定めるものとする。

4 第一項の規定による出資口数の  
減少については、前条第一項及び  
第三項の規定を準用する。

第二款 管理

（定款に記載すべき事項）

第二十二条 組合の定款には、次に  
掲げる事項を記載しなければなら  
ない。

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 一 目的<br>二 名称<br>三 地区<br>四 事務所の所在地 | 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定<br>六 出資の払込みの方法<br>七 漁業共済事業の種類<br>八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定<br>九 準備金に関する規定<br>十 役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定<br>十一 公告の方法<br>(共済規程)<br>十二 第二十三条 組合は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。<br>一 漁業共済事業の細目にに関する事項<br>二 共済掛金に関する事項<br>三 共済金額に関する事項<br>四 共済責任に関する事項<br>五 漁業共済事業の実施の方法に関する事項<br>六 前各号に掲げるもののほか、<br>共済契約の締結に関する事項その他<br>の他農林省令で定める事項<br>2 農林大臣は、模範共済規程例を<br>定めることができる。<br>(規約) |
|-----------------------------------|--|

二 業務の執行及び会計に関する事項

一 総会に関する事項

三 役員に関する事項

四 組合員に関する事項

五 その他必要な事項

(役員の定数及び選任)

第二十五条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において（合併による設立の場合には、設立委員が共同して）選任する。

4 理事の定数の少なくとも五分の三は、組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合联合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、創立総会の開会までに出資の引受けをした漁業協同組合若しくは漁業協同組合联合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員（合併による設立の場合に

漁業協同組合若しくは漁業協同組合の組合員たる会員の任期は、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（役員）でなければならない。

（役員の任期）

第二十六条 役員の任期は、三年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるわらず、創立総会において（合併による設立の場合には、設立委員が共同して）定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第三十六条又は第七十四条の規定による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少くとも一人が就任するまで、なおその職務を行なう。

（役員の忠実義務）

第二十七条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の处分、定款、共済規程、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならぬ。役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき  
要意又は重大な過失があつたときは、  
は、その役員は、第三者に対し連  
帶して損害賠償の責めに任する。  
重要な事項につき、第三十五条第  
一項に規定する書類に虚偽の記載  
をし、又は虚偽の登記若しくは公  
告をしたときも、同様とする。

(監事の兼職禁止)

第二十八条 監事は、理事又は組合  
の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第二十九条 組合が理事と契約をする  
ときは、監事が組合を代表す  
る。組合と理事との訴訟について  
も、同様とする。

(総会の招集)

第三十条 理事は、毎事業年度二回  
通常総会を招集しなければならな  
い。

2 理事は、必要があると認めるとき  
は、何時でも臨時総会を招集す  
ることができる。

第三十一条 組合員が総組合員の五  
分の一以上の同意を得て、会議の  
目的たる事項及び招集の理由を記  
載した書面を理事に提出して総会  
の招集を請求したときは、理事  
は、その請求のあつた日から二十  
日以内に総会を招集しなければな  
らない。

第三十二条 理事の職務を行なう者  
がないとき、又は前条の請求があ

つた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)

第三十三条 組合が組合員に対してもする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したも

3 総会の招集の通知は、その会日

たる事項を示してしなければならぬ。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第三十四条 理事は、定款、共済規程、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 名称及び住所
- 2 加入の年月日
- 3 出資口数及び出資各口の取得

の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第三十五条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これら

の書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

(役員の解任の請求)

第三十六条 組合員は、総組合員の七日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

3 総会の招集の通知は、その会日

の七日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第三十七条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政の処分又は定款、共済規程若しくは規約の違反を理由として解任を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しない。

4 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

5 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しない。

6 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

7 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しない。

3 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集し、これを総会の議に付きなければならぬ。この場合には、第

三十二条の規定を準用する。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日の十日前までに当該請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

6 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

7 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

8 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

9 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

10 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

11 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

12 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

13 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

14 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

15 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

16 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

17 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

18 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

19 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

20 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

3 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

5 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

6 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

7 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

8 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

9 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

10 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

11 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

12 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

13 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

14 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

15 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

16 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

17 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

18 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

19 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

20 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の十日前までに当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。

5 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

6 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

7 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

8 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

9 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

10 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

11 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

12 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

13 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

14 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

15 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

16 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

17 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

18 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

19 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

20 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の十日前までに当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。

5 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

6 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

7 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

8 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

9 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

10 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

11 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

12 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

13 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

14 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

15 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

16 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

17 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

18 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

19 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

20 第二項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

決権の三分の二以上の多數による  
議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名

(総会に関する民法等の準用)

第四十三条 総会については、民法

第六十四条(総会の決議事項)及び  
第六十六条(表決権のない場合)並

びに商法第二百四十三条(総会の  
延期又は続行の決議)及び第二百

四十四条(総会の議事録)の規定を  
準用する。この場合において、民

法第六十四条中「第六十二条」とあ  
り、商法第二百四十三条中「第二

百三十二条」とあるのは、「漁業災  
害補償法第三十三条第三項」と読  
むべきものとする。

### 第三款 設立

(発起人) 第四十四条 組合を設立するには、  
その組合員にならうとする五以上

の漁業協同組合又は漁業協同組合  
連合会が発起人となることを必要  
とする。

2 発起人は、定款及び共済規程を  
作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名しなけ  
ればならない。

#### (創立総会)

第四十五条 発起人は、定款及び共  
済規程を作成したときは、これら  
を會議の日時、場所及び議題と  
もに公告して、創立総会を開かな  
ければならない。

2 前項の規定による公告は、組合  
員たる資格を有する者に周知させ  
ることができるような方法で、会

日の十五日前までにしなければな  
らない。

3 組合の設立に同意した組合員た  
る資格を有する者(発起人を含  
む)は、創立総会の開会までに、  
書面によつて出資の引受けをしな  
ければならない。

4 定款及び共済規程の承認、事業  
計画の設定その他設立に必要な事  
項の決定は、創立総会の議決によ  
らなければならぬ。

5 創立総会においては、定款及び  
共済規程を修正することができ  
る。

6 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

7 創立総会については、第十六  
条、第四十一条第二項及び第三  
項、民法第六十六条並びに商法第  
二百四十三条及び第二百四十四条  
の規定を準用する。この場合にお  
いて、商法第二百四十三条中「第  
二百三十二条」とあるのは「漁業災  
害補償法第四十五条第一項」と、  
同法第二百四十四条第二項中「取  
締役」とあるのは「発起人」と読み  
替えるものとする。

#### (設立の認可の申請)

第四十六条 発起人は、創立総会の  
終了の後遅滞なく、定款、共済規  
程及び事業計画を農林大臣に提出  
して、設立の認可を申請しなけれ  
ばならない。

(設立の認可)

第四十七条 農林大臣は、前条の認  
可の申請があつた場合において、  
その出資の払込みをさせなければ  
ならない。

次の各号の一に該当せず、かつ、  
その事業がその地区に係る中小漁  
業の実情に応じて総合的にその利  
益を増進するのに足るものであ  
り、あわせてその事業經營が健全  
に行なわれると認められるときは、  
設立の認可をしなければならない

3 設立の手續又は定款、共済規  
程若しくは事業計画の内容が、  
法令又は法令に基づいてする行  
為に虚偽の記載があり、又は記  
載すべき事項の記載が欠けてい  
るとき。

4 定款、共済規程又は事業計画  
に、虚偽の記載があり、又は記  
載すべき事項の記載が欠けてい  
るとき。

5 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

6 創立総会については、第十六  
条、第四十一条第二項及び第三  
項、民法第六十六条並びに商法第  
二百四十三条及び第二百四十四条  
の規定を準用する。この場合にお  
いて、商法第二百四十三条中「第  
二百三十二条」とあるのは「漁業災  
害補償法第四十五条第一項」と、  
同法第二百四十四条第二項中「取  
締役」とあるのは「発起人」と読み  
替えるものとする。

7 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

8 創立総会については、第十六  
条、第四十一条第二項及び第三  
項、民法第六十六条並びに商法第  
二百四十三条及び第二百四十四条  
の規定を準用する。この場合にお  
いて、商法第二百四十三条中「第  
二百三十二条」とあるのは「漁業災  
害補償法第四十五条第一項」と、  
同法第二百四十四条第二項中「取  
締役」とあるのは「発起人」と読み  
替えるものとする。

9 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

10 創立総会については、第十六  
条、第四十一条第二項及び第三  
項、民法第六十六条並びに商法第  
二百四十三条及び第二百四十四条  
の規定を準用する。この場合にお  
いて、商法第二百四十三条中「第  
二百三十二条」とあるのは「漁業災  
害補償法第四十五条第一項」と、  
同法第二百四十四条第二項中「取  
締役」とあるのは「発起人」と読み  
替えるものとする。

11 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

12 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

13 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

14 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

15 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

16 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

17 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

18 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

19 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

20 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

21 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

22 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

23 創立総会の議事は、組合員たる  
資格を有する者であつてその開会  
までに出資の引受けをしたもの  
過半数が出席し、その議決権の三  
分の二以上で決する。

(成立の時期)

第四十九条 組合は、主たる事務所  
の所在地において設立の登記をす  
ることによつて成立する。

第五十条 組合は、次に掲げる事由  
によつて解散する。

二 組合の合併

三 組合の破産

四 第七十四条の規定による解散

5 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

6 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

7 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

8 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

9 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

10 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

11 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

12 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

13 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

14 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

15 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

16 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

17 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

18 組合の解散は、農林大臣の認可  
によつて成立する。

第五十二条 組合は、合併の議決を  
したときは、その議決の日から十  
五日以内に財産目録及び貸借対照  
表を作らなければならない。

2 前項の組合は、同項の期間内  
に、債権者に対して、異議があ  
れば一定の期間内にこれを述べるべ  
き旨を公告し、かつ、知っている  
債権者には、各別にこれを催告し  
なければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を  
下つてはならない。

第五十三条 債権者が前条第二項の  
一定の期間内に異議を述べなかつ  
たときは、組合の合併を承認した  
ものとみなす。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

2 債権者が前条第二項の一定の期  
間内に異議を述べたときは、組合  
は、弁済をし、若しくは相当の担  
保を供し、又は債権者に弁済を受  
けさせることを目的として信託会  
社若しくは信託業務を営む銀行に  
相当の財産を信託しなければなら  
ない。

九九一

更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第五十六条 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行なう事業に關し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(清算人)

第五十七条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五十八条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めるなければならない。

(清算人)

第五十九条 清算人は、組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により組合員に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

第六十条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出し

てその承認を求めるなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第六十一条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条

第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(清算人等の報酬)、第三五五条ノ二(二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、百三十六条前段(管轄裁判所)、

百三十七条前段(清算人の選任又は解任の裁判)並びに第三十一条(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「漁業災害補償法第五十七条」と読み替えるものとする。

第三節 漁業共済組合連合(会員たる資格)

(会員たる資格)

第六十二条 連合会の会員たる資格を有する者は、組合とする。

(当然加入)

第六十三条 連合会が成立したときは、組合は、その時にすべて連合会の会員となる。連合会が成立した後に組合が成立したときも、同様とする。

2 前項の場合における連合会に対する会員の出資の引受け及び払込みに關必要な事項は、連合会の

設立の発起人となつた会員及びそ

の設立に同意した会員に係るものと除き、農林省令で定める。

(脱退)

第六十四条 組合は、その解散により連合会から脱退する。

(共済規程)

第六十五条 連合会は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 漁業再共済事業の細目にに関する事項

二 再共済掛金に関する事項

三 再共済金額に関する事項

四 再共済責任に関する事項

五 漁業再共済事業の実施の方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、農林省令で定める事項

(発起人)

第六十六条 連合会を設立するには、五以上の組合が発起人となることを必要とする。

(適用規定)

第六十七条 連合会の会員に関する事項については、第六十二条から第六十四条までに規定するもののか、第十三条、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五

条、第十六条、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条の規定を準用する。この場合において、

第十三条第二項中「一円」とあるのは、「十万円」と読み替えるものとする。

4 連合会の解散及び清算に関する事項については、第五十条及び第五十七条から第六十一条までの規定を準用する。

(常例検査)

第七十条 農林大臣は、漁業共済団体の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

(臨時検査)

第七十一条 農林大臣は、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政手

の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する疑いがあると認められるときは、何時でも、その漁業

共済団体又は受託者の業務又は会

2 前項の場合における連合会については、第六十五条に規定するもののか、第二十二条及び第二十三条から第四十三条までの規定を準用する。この場合において、

第六十条の規定により組合から事務の

二十五条第四項中「組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員(准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。)」とあり、「漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員」とあるのは、「組合の理事」と読み替えるものとする。

3 連合会の設立に関する事項については、前条に規定するもののか、第四十四条第二項及び第三項においては、前条に規定するものとは、前条に規定するもののか、第四十五条から第四十九条までの規定を準用する。この場合において、第四十七条第三号中「數が組合員たる資格を有する者の総数の三分の一(農林省令で定める都道府県の区域をその地区とする組合については、四分の一を下らない範囲内において農林省令で定める一定の割合)に達しない」とあるのは、「地区があわせて十五以上の都道府県の区域を包括することとならない」と読み替えるものとする。

4 連合会の解散及び清算に関する事項については、第五十条及び第五十七条から第六十一条までの規定を準用する。

(報告の徵収)

第六十九条 農林大臣は、漁業共済団体の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

(常例検査)

第七十条 農林大臣は、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政手

の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する疑いがあると認められるときは、何時でも、その漁業

共済団体又は受託者の業務又は会

計の状況を検査することができ  
る。

(必要措置命令)

第七十二条 農林大臣は、第六十八  
条の規定により報告を徵した場合  
又は第六十九条から前条までの規  
定により検査を行なつた場合にお  
いて、漁業共済団体又は受託者の  
業務又は会計が法令、法令に基づ  
いてする行政令の処分又は定款、  
共済規程若しくは規約に違反する  
と認めるときは、当該漁業共済団  
体又は当該受託者に事務を委託し  
た漁業共済団体に対し、必要な措  
置をとるべき旨を命ずることがで  
きる。

2

創立総会については、前項の規  
定を準用する。

(権限の委任)

第七十六条 この節に規定する農林  
大臣の権限は、政令で定めるところ  
により、その一部を都道府県知  
事に行なわせることができる。

### 第三章 漁業共済組合の漁業 共済事業

#### 第一節 通則

(漁業共済事業の種類)

第七十七条 組合が行なう漁業共済  
事業の種類は、次に掲げるとおり  
とする。

- 一 漁獲共済
- 二 養殖共済
- 三 漁具共済

(漁業共済事業の内容)

第七十八条 漁獲共済は、被共済者  
の規定による命令に違反したとき  
(役員の解任等の命令)

第七十九条 漁業共済団体が前二條  
の規定による命令に違反したとき  
は、農林大臣は、当該漁業共済団  
体の役員を解任し、又は当該漁業  
共済団体の解散を命ずることがで  
きる。

(議決の取消し)

第七十五条 組合員又は会員が、總  
組合員又は總会員の十分の一以上  
の同意を得て、總会の招集手続又  
は議決の方法が法令、法令に基づ  
いてする行政令の処分又は定款若  
しくは規約に違反することを理由  
として、その議決の日から三十日

以内に、その決議の取消しを請求  
した場合において、農林大臣は、  
その違反の事實があると認めると  
ときは、当該決議を取り消すことが  
できる。

(必要措置命令)

第七十二条 農林大臣は、第六十八  
条の規定により報告を徵した場合  
又は第六十九条から前条までの規  
定により検査を行なつた場合にお  
いて、漁業共済団体又は受託者の  
業務又は会計が法令、法令に基づ  
いてする行政令の処分又は定款、  
共済規程若しくは規約に違反する  
と認めるときは、当該漁業共済団  
体又は当該受託者に事務を委託し  
た漁業共済団体に対し、必要な措  
置をとるべき旨を命ずることがで  
きる。

流失し、損壊した等の場合の被共  
済者の損害について、被共済者に  
供することができる。

3 前項の申込証拠金の返還、共済  
掛金への充当の方法その他精算に  
関し必要な事項は、農林省令で定  
める。

(共済契約の締結に関する制限)

第八十一条 組合は、共済契約の締  
結の申込みがあつた場合において、  
当該共済契約について、これ  
を締結するとすればその共済契約  
業とする。

(漁業共済事業の実施)

第七十九条 組合は、政令で定める  
ところにより、少なくとも、漁獲  
か一の種類の漁業共済事業を行な  
わなければならない。

(共済契約の成立)

第八十条 共済契約は、漁獲共済に  
あつては第百四条に規定する種目  
こと、養殖共済にあつては第百十  
四条に規定する養殖業の種類ご  
と、漁具共済にあつては共済目的  
の種類たる漁具ごとに、農林省令  
で定めるところにより、共済契約  
を組合との間に締結することがで  
きる者が共済規程で定める申込期  
間内に共済規程で定める様式の申  
込書を組合に提出して申し込み、  
組合がこれを承諾することによつ  
て成立する。

2 組合は、第百四条第二号に掲げ  
る漁業に係る共済契約、同条第三  
号に掲げる漁業若しくは第百十四  
条第一号に掲げる養殖業に係る共  
済契約(農林省令で定めるものに  
限る。)又は同条第二号に掲げる養  
殖施設(水産動植物の養殖の  
用に供する施設)で当該養殖業を營  
む者が所有するものをいう。以下  
同じ)がその養殖中又は供用中に  
ある。

3 第一項の規定による共済掛金の  
支払は、当該共済掛金が第百九十  
五条の規定による補助に係るもの  
であるときは、その補助に係る部  
門を差し引いて得た金額によつて  
すれば足りる。

4 第一項後段の規定により概算金  
額をもつて支払つた場合の精算及  
び第二項の規定による共済掛金の  
支払をその支払期限までにしない  
ときは、当該共済契約は、その効  
力が失う。

5 第一項の規定による共済掛金の  
支払をその支払期限までにしない  
ときは、当該共済契約は、その効  
力が失う。

(共済掛金の相殺の制限)

第八十二条 組合と共済契約を締結  
した者(以下「共済契約者」とい  
う。)は、当該共済契約に係る共済  
責任期間の開始日の前日までに、  
組合に共済掛金の全額(次項の規  
定により分割支払をする場合にあ  
つては、その第一回の支払金額を  
支払わなければならぬ。この場  
合において、当該支払期限の五日  
前までに共済掛金の金額を確定す  
ることができないときは、農林省  
令で定める基準に従い共済規程で  
定めるところにより組合が定める

する者に、当該共済契約に係る共  
済掛金に充てるものとして共済規  
程で定める金額の申込証拠金を提  
供させることができる。

2 第一項の規定による共済掛金の  
支払は、当該共済掛金が第百九十  
五条の規定による補助に係るもの  
であるときは、その補助に係る部  
門を差し引いて得た金額によつて  
すれば足りる。

3 第一項の規定による共済掛金の  
支払は、当該共済掛金は、農  
林省令で定める事由がある場合に  
は、分割して支払うことができる  
場合の被共済者の損害について、被  
共済者に対し共済金を交付する事  
業とする。

3 前項の申込証拠金の返還、共済  
掛金への充当の方法その他精算に  
関し必要な事項は、農林省令で定  
める。

(共済契約の締結に関する制限)

第八十三条 共済契約者は、組合に  
支払ふべき共済掛金につき、相殺  
をもつて組合に対抗することができ  
ない。

(共済掛金の相殺の制限)

第八十四条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

2 前項の共済証書に記載すべき事  
項は、農林省令で定める。

(通常行なうべき管理等の義務)

第八十五条 被共済者(第百五条第  
一項第一号に掲げる団体にあつ  
ては、その構成員を含む。次条、第

二項の規定によるものに限る。)  
がその養殖中又は供用中に  
ある。

その概算金額(次項の規定により  
分割支払をする場合にあつては、  
その第一回の支払金額)により、  
これを支払わなければならない。

2 渔獲共済に係る共済掛金は、農  
林省令で定める事由がある場合に  
は、分割して支払うことができる  
場合の被共済者の損害について、被  
共済者に対し共済金を交付する事  
業とする。

3 前項の申込証拠金の返還、共済  
掛金への充当の方法その他精算に  
関し必要な事項は、農林省令で定  
める。

(共済契約の締結に関する制限)

第八十六条 組合は、第百四条第二号に掲げ  
る漁業に係る共済契約、同条第三  
号に掲げる漁業若しくは第百十四  
条第一号に掲げる養殖業に係る共  
済契約(農林省令で定めるものに  
限る。)又は同条第二号に掲げる養  
殖施設(水産動植物の養殖の  
用に供する施設)で当該養殖業を營  
む者が所有するものをいう。以下  
同じ)がその養殖中又は供用中に  
ある。

3 第一項の規定による共済掛金の  
支払は、当該共済掛金が第百九十  
五条の規定による補助に係るもの  
であるときは、その補助に係る部  
門を差し引いて得た金額によつて  
すれば足りる。

4 第一項後段の規定により概算金  
額をもつて支払つた場合の精算及  
び第二項の規定による共済掛金の  
支払をその支払期限までにしない  
ときは、当該共済契約は、その効  
力が失う。

5 第一項の規定による共済掛金の  
支払をその支払期限までにしない  
ときは、当該共済契約は、その効  
力が失う。

(共済掛金の相殺の制限)

第八十七条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第八十八条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第八十九条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第九十条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第九十一条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第九十二条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第九十三条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第九十四条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第九十五条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第九十六条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第九十七条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第九十八条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第九十九条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第一百条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第一百一条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第一百二条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第一百三条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

第一百四条 組合は、共済契約者か  
ら請求があつたときは、その者に  
共済証書を交付しなければなら  
ない。

(共済証書)

九九三



**八 漁獲共済において、共済契約に係る漁業につき第九十一条第一項に規定する操業の条件又は方法の変更による危険の著しい変更又は増加があつた場合以外の場合であつて、被共済者が漁船の損傷その他の共済規程で定める事由により通じて共済規程で定める日数以上操業することができなかつたとき。**

**九 その他政令で定める特別の事由があるとき。**

**2 農林大臣は、必要があるときは、組合が前項の規定により支払を免れることができる共済金の金額並びに同項第八号の規定により共済規程で定める事由及び日数に關し必要な準則を定めることができる。**

**第三百四十二条 組合は、農林省令で定めるところにより、共済金の金額並びに同項第八号の規定により共済規程で定める事由及び日数に關し必要な準則を定めることができる。**

**第三百四十三条 組合は、農林省令で定めるところにより、共済金の金額並びに同項第八号の規定により共済規程で定める事由及び日数に關し必要な準則を定めることができる。**

**第三百四十四条 組合は、農林省令で定めるところにより、共済金の金額並びに同項第八号の規定により共済規程で定める事由及び日数に關し必要な準則を定めることができる。**

**第三百四十五条 組合は、農林省令で定めるところにより、共済金の金額並びに同項第八号の規定により共済規程で定める事由及び日数に關し必要な準則を定めることができる。**

**第三百四十六条 組合は、農林省令で定めるところにより、共済金の金額並びに同項第八号の規定により共済規程で定める事由及び日数に關し必要な準則を定めることができる。**

**第三百四十七条 組合は、その会計を農林省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。**

**(責任準備金の積立て)**

**第三百四十八条 組合は、毎事業年度の終りにおいて存する其済責任により、農林省令で定めるところによればならない。**

**(準備金の積立て)**

**第三百四十九条 組合は、毎事業年度の剩余金の全部を準備金として積み立てなければならない。**

**2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取りくすしてはならない。**

**(財務についての農林省令への委任)**

**第三百五十条 前三条に規定するもののはか、組合がその財務を適正に処理するために従わなければならぬ準則は、農林省令で定める。**

**(事務の委託)**

**第三百五一条 組合は、共済規程で定めるところにより、その行なう漁業の運営に係る事務のうち、共済規程の申込書の受理、漁獲物の販売金額の調査その他の農林省令で定める事項に係るものと、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。**

**(共済掛金等に関する権利の消滅時効)**

**第三百五十二条 共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払いも**

**どしを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受けるときは、時効によつて消滅する。**

**(区分経理)**

**第三百五十三条 組合は、その会計を農林省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。**

**(責任準備金の積立て)**

**第三百五十四条 組合は、毎事業年度の終りにおいて存する其済責任により、農林省令で定めるところによればならない。**

**(準備金の積立て)**

**第三百五十五条 組合は、毎事業年度の剩余金の全部を準備金として積み立てなければならない。**

**2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取りくすしてはならない。**

**(財務についての農林省令への委任)**

**第三百五十六条 前三条に規定するもののはか、組合がその財務を適正に処理するために従わなければならぬ準則は、農林省令で定める。**

**(事務の委託)**

**第三百五十七条 組合は、共済規程で定めるところにより、その行なう漁業の運営に係る事務のうち、共済規程の申込書の受理、漁獲物の販売金額の調査その他の農林省令で定める事項に係るものと、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。**

**(共済掛金等に関する権利の消滅時効)**

**第三百五十八条 共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払いも**

**わらず、前項の規定による委託を受け、同項に規定する事務を行なうことができる。**

**(商法の準用)**

**第三百五十九条 組合の漁業共済事業については、商法第六百四十二条(事業の確定による契約の無効)、第六百四十三条(契約の無効)、第六百五十八条(保険契約の効果)、第六百五十九条(保険契約者等の通知義務)及び第六百六十二条(第三者に対する権利の取得)の規定を準用する。**

**(特別の場合の措置)**

**第三百六十条 この章に規定するもののほか、組合の運営を確保し、及び被共済者の当該漁業共済事業による利益を増進するため特に必要がある事項については、その必要な範囲内において、政令で、組合又は被共済者(被共済者となる者を含む。)が遵守すべき準則を定めることができる。**

**(被共済者の資格)**

**第三百六一条 漁獲共済の被共済者たる資格を有する者(以下この節において「被共済資格者」という。)は、(被共済者の資格)**

**第三百六十二条 被共済資格者は、被共済者の当該漁業共済事業に係る漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるとおりとする。**

**一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの**

**ロ 組合員の直接の構成員で政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該種目に係る漁業を営む中・小漁業者の全員をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林省令で定める事項について農林省令で定める基準に従つた規約を有するする団体**

**二 前条第二号又は第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、政令で定めるところにより、総トン数一トントン以上の動力漁船により当該漁業を営む被共済資格者のうち当該区域内に住所を有するものの二分の一以上の者からの当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがある場合でなければ、組合は、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有する同号に掲げる漁業を営む被共済資格者と、当該漁獲共済に係る**

井汲夢緑を継続することができる。

2 前項に規定する漁獲共済については、同項の規定によるほか、一  
共済契約により、被共済者となる者の管轄の百四条第二号に掲げ  
る漁業のすべてが一体として当該共済に付されることとなる場合で  
なければ、組合は、その者と当該漁獲共済に係る共済契約を締結す  
ることができない。

まはその限度をこえて定める  
とができない。

**第一百十一条** 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資

3 第百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての其額は、前二項の規定によるは漁金額は、政令で定める金額を下つて定めることができない。

前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁業物による収入金額（農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

**2** 前項の漁獲金額については、第百十一条第二項の規定を準用する。

漁者が當む当該漁業の共済責任を負ふる。間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、その金額の廿五%を乗じて得た金額とす。この金額に対する割合に応じて農林省令で定める割合を乗じ、これにさらに共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とす。

(被共済者の資格)  
令で定める事故とする。  
第一百六条 養殖共済の被共済者た  
る資格を有する者（以下この節に  
おいて「被共済資格者」という。）  
は、養殖共済の対象とする養殖業  
の種類に応じ、第一百四条第一号  
に掲げる養殖業に属するものにあ  
つては当該養殖業を営む中小漁業  
者であつて組合員又は組合員の直  
接の構成員であるもの、同条第一

は、漁獲共済の種目ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種目に係る漁業の漁業時期（周年操業をするものについては一年間とし、第一百四条第一号に掲げる漁業についてはその漁業の目的である水産動植物の成育期間を含むものとする）を基準として、共済規程で定める期間とする。

第一百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共

**第一百十一条** 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資

前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁業物による収入金額（農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

**2** 前項の漁獲金額については、第百十一条第二項の規定を準用する。

漁者が當む当該漁業の共済責任を負ふる。間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、その金額の廿五%を乗じて得た金額とす。この金額に対する割合に応じて農林省令で定める割合を乗じ、これにさらに共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とす。

(共済金額)  
第百十条 漁獲共済の共済金額は、  
共済限度額をこえない範圍内において、  
共済規程で定めるところによ  
り、共済契約で定める金額とする。  
2 前項の規定により共済金額を定  
める場合において、漁獲共済の種  
目のうち必要があると認めるもの  
について農林大臣があらかじめ共  
済金額の最高限度を定めていると

3 第百四条第二号に掲げる漁業についての共済金額は、前二項の規定によるほか、政令で定めるところにより、当該被共済者者の當も当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る種目）の漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第一号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この項において同じ。）を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に関連する近似する事情の存する当該種目の漁獲共済の他の被共済資格者の（以下「」の項において「近似被共済資格者」という。）の當も当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額その他の当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額（以下「基準漁獲金額」という。）に、百分の九十をこえない範囲内において当該被共済資格者又は近似被共済資格者の當も当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の年ごとの変動の態様に応じて農林省令で定める割合（以下「限度額」という。）を乗じて得た金額と

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲金額による収入金額（農林省令で定めるところにより收入とみなされるものの金額を含む。）として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。  
（純共済掛金率）

第二百十二条 漁獲共済の純共済掛金率は、被共済資格者に係る基準漁獲金額、限度額率その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

農林大臣は、漁獲共済につき、基準漁獲金額、限度額率その他前項の農林大臣の定める事項に応じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

（共済金）

第二百十三条 漁獲共済の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者が當該当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額（第二百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済者が第二百五条第一項第一号に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この項において同じ。）がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共

2 潜者等が當む當該漁業の共済責任を負ふ間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、その金額の廿五%に対する割合を乗じて、これにさらに共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の漁獲金額については、第二百十一条第二項の規定を準用する。

第三節 養殖共済

(養殖共済の対象とする養殖業及び区分)

第二百四十四条 養殖共済は、次に掲げる  
ある養殖業につき行なうるものとし、  
その対象とする養殖業の種類により区  
分する。

一 土、石、竹、木等によつて固  
まれた一定の区域内において營  
む養殖業であつて、政令で定め  
るもの

二 前号に掲げる養殖業以外の養  
殖業であつて、政令で定めるも  
の

(共済目的及び共済事故)

第二百五十五条 養殖共済の共済目的  
は、養殖水産動植物及び養殖施設  
であつて、政令で定めるものとす  
る。

2 養殖共済の共済事故は、養殖水  
産動植物にあつてはその養殖中にお  
ける死亡、発芽不良、減失、流  
失及び逃亡並びにこれらに準ずる  
ものとして政令で定める事故、養  
殖施設にあつてはその供用中にお  
ける損壊(農林省令で定める程度  
のものに限る)、減失及び流失並  
びにこれらに準ずるものとして政

(被共済者の資格)  
第一百六十六条 養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、第一百四十四条第一号に掲げる養殖業に属するものにあつては当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの、同条第二号に掲げる養殖業に属するものにあつては組合の地区に係る地先本面において当該養殖業を営む者とする。

2 養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第一百五条第二項の規定を準用する。

(共済契約者に関する制限)

第一百七条 養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする養殖業の種類ごとに、当該種類の養殖業に係る養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。(共済契約の締結の制限)

第一百八十八条 第百四十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、一の事業場において営む当該養殖業に係る養殖水産動植物で当該養殖共済において共済目的とができるもののすべてを共済目的とし、その養殖業において当該共済責任期間中に附加する養殖水産動植物(当

該養殖水産動植物と同種のものに限る。)がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

2 前項に規定する養殖共済については、養殖施設は、養殖水産動植物につき同項の要件をみたして共済契約を締結する場合であつて、その者が当該養殖共済において共済目的とすることができる養殖施設(以下この項において「共済目的施設」という。)で当該養殖水産動植物の養殖の用に供するもののすべてを共済目的とし、当該養殖において当該共済責任期間に附加する共済目的施設で当該養殖水産動植物(当該共済責任期間中に追加される前項の養殖水産動植物を含む。)の養殖の用に供するものがある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約することができる。

3 第百四十二条第一号に掲げる養殖水産動植物又は養殖施設(農林省令で定める養殖水産動植物又は養殖施設を除く。)は、重ねて、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

4 第百十九条 養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の養殖業を営む被共済契約を締結することができない。

一 当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者の二分の一以上の者、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者であるとき。

二 農林省令で定めるところにより、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業に係る養殖共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済契約の締結の申込みがあつたとき。

三 前号の申込みのすべてが、当該単位漁場区域内においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設の共済目的とし、当該養殖において当該共済責任期間中に追加される養殖水産動植物(当該共済責任期間中に追加される前項の養殖水産動植物を含む。)の養殖の用に供するものがある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約することができる。

4 第百二十一条 養殖水産動植物及び養殖施設の共済金額は、それぞれ、その共済価額をこえない範囲内に於いて、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 第百二十四条 第一百四十二条第一号に掲げる養殖業の種類のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

3 第百四十二条第一号に掲げる養殖業に係る第一項の割合は、単位漁場区域内に单一となるよう定めなければならない。

(共済価額)

第百二十二条 前条第一項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖水産動植物ごと及び養殖施設ごとに定める。

4 第百二十三条 共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林省令で定める要因となる事項で農林大臣の定めるものに応ずる次項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合(純共済掛金率)とする。

2 第百二十四条 養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金は、次に掲げる場合に支払うものとし、その金額は、共済契約ごとに、当該共済目的についての共済事故による損害その他の政令で定める損害について、組合は、てん補する責負わない。

(共済金)

第百二十二条 養殖共済の純共済掛金率は、共済目的となる養殖水産動植物又は養殖施設、当該養殖業の種類その他の危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに応ずる次項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合(純共済掛金率)とする。

2 農林大臣は、養殖共済について、当該共済責任期間中に追加されるものを含む。)又は養殖施設(当該共済責任期間中に附加されるもの)の数量を乗じて得た金額とする。

2 第百二十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量(前条の規定によつて組合

がてん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。以下「損害数量」という。)が農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生の直前の当該共済目的の数量に政策で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

二 第百四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業(前号の農林省令で定める種類のものを除く。)に係る養殖共済について、農林省令で定める同一の原因による共済事故に係る損害数量が農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生の直前の当該共済目的の数量に政策で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

2 養殖共済の養殖施設に係る共済金額は、共済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る第百二十七条 漁具共済の被共済者

項の農林省令で定める養殖業の種類の区分に応じて同一の種類の農林省令で定める養殖業の種類に応じて同一の種類の養殖業(第百一十八条第三項の農林省令で定める養殖業)とされるものに限る。)を当該单位漁場区域内において營むべての被共済者の同一の原因による共済事故に係る損害数量の合計数量がこれらの被共済者のすこころにより算定する当該共済事故の発生の直前の当該共済目的の数量に政策で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

(被共済者の資格)

2 養殖共済の養殖施設に係る共済

二十条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

3 前二項の損害額は、当該共済事務に係る損害数量(養殖施設について、農林省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整をほどこした数量)に当該共済目的の第百二十二条第一項の単位当たり共済価額を乗じ、これにさらに当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(商法の準用)

第二百二十五条 養殖共済について生の直前の当該共済目的の数量に政策で定める割合を乗じて得た数量以上であり、かつ、当該共済契約に係る養殖業と同一の原因による共済事故に係る損害数量が農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生の直前の当該共済目的の数量に政策で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

(共済目的及び共済事故)

第二百二十六条 漁具共済の共済目的は、漁網その他の漁具であつて、政令で定めるものとする。

2 漁具共済の共済事故は、共済目的たる漁具をその用に供する漁業の操業中における損壊(農林省令で定める程度のものに限る。)、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

(被共済者の資格)

2 養殖共済の養殖施設に係る共済

種類のうち必要があると認められるものについて農林大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をとえて定めることができるない。

(可分漁具に係る特例)

第二百三十六条 共済目的の種類たる漁具のうち、多数の代替性のある同種の構成部分(その予備品を含む。)からなる一の漁具で、これを使用する場合以外の場合にはおおむね部分として保管され、かつ、その組立て及び分解を簡単な操作で行なうことができるもの(農林省令で定めるものに限る。)を共済目的とする漁具共済に係る共済事故、共済金額、共済価額及び共済金に関する規定にかかるわらず、その漁具共済を適正円滑に行なうため必要な範囲内において、農林省令で定めるところにより共済規程で定めるところにより定める割合とする。

(純共済掛金率)

第二百三十三条 漁具共済の純共済掛け金率は、共済目的の種類、共済責任期間の日数その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて、組合が共済規程で定めるところにより定める割合とする。

(純共済掛金率)

第二百三十四条 戰争その他の変乱による損害、盜難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わな

(共済金額)

第二百三十五条 漁具共済の共済金額は、共済価額をこえない範囲内において、共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(共済金)

第二百三十七条 漁具共済については、商法第六百三十二条及び第六百六十二条の規定を適用する。

(商法の準用)

第二百三十八条 連合会が行なう漁業再共済事業は、会員が第七十七条に掲げる漁業共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業とする。

(再共済契約の当然成立)

第二百三十九条 会員と被共済者との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立したときは、これによつて、連合会と当該会員との間に当

める割合を乗じて得た金額とする。

(漁業再共済事業)

第二百四十一条 漁具共済の共済金額は、共済金額に、共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間に応じ、農林省令で定めるところにより共済規程で定める割合により同項の割合を乗じて得た金額とする。

(共済金)

第二百三十五条 漁具共済の共済金額は、共済金額に、共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間に応じ、農林省令で定めるところにより共済規程で定める割合により同項の割合を乗じて得た金額とする。

(再共済契約の当然成立)

第二百三十九条 会員と被共済者との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立したときは、これによつて、連合会と当該会員との間に当

該共済契約についての漁業再共済事業に係る再共済契約が成立するものとする。

(再共済金額)

第百四十九条 連合会の再共済金額は、共済契約に係る共済金額に百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(純再共済掛金率)

第百四十二条 連合会の純再共済掛金率は、次に掲げるとおりとする。

(純再共済掛金率)

第百四十四条 連合会の純再共済掛金率は、漁獲共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約に係る純共済掛金率と同率

(純再共済掛金率)

第百四十五条 連合会の純再共済掛金率は、漁業再共済事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる農林省令で定める事項を連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に通知しなければならない。

(免責事由)

第百四十六条 次に掲げる場合は、連合会は、再共済金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

(再共済掛金の払いもどし)

第百四十二条 会員は、第九十条第二項、第九十一条第四項若しくは二項、第六百四十三条第二項の規定又は第六百四十三条の規定により共済掛金の払いもどしをしなければならないときは、農林省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

(再共済金)

第百四十三条 連合会の再共済金の金額は、会員が支払うべき共済金

の金額に第百四十条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(通知義務)

第百四十四条 会員は、共済契約を締結したときは、連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に対し、当該共済契約に関し必要な事項を通知しなければならない。

2 会員は、前項の規定により通知した事項に変更があつたとき、又は共済契約がその効力を失つたときは、連合会の共済規程で定めるところにより、遅滞なく、これを連合会に通知しなければならない。

2 会員は、漁業再共済事業に係る運営に影響する事項を連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に通知しなければならない。

2 会員は、漁業再共済事業に係る運営に影響する事項を連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に通知しなければならない。

又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(準用規定)

第百四十七条 連合会の漁業再共済事業については、第八十三条、第九十二条、第九十六条から第百条まで及び第百三条並びに商法第六百六十一條及び第六百六十二条の規定を準用する。

第五章 漁業共済基金

第一節 総則

(目的)

第百四十八条 漁業共済基金は、漁業共済團体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的とする。

(法人格)

第百四十九条 漁業共済基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所)

第百五十条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

2 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じなければならない。

3 基金は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第百五十七条に規定する出資者に通知しなければならない。

(出資者)

2 基金の資本金は、次条第一項及び第二項の規定により、漁業共済團体が出資する金額、同条第三項の規定により都道府県が出資する金額並びに同条第四項の規定により、漁業共済團体が出資する金額の合計額とする。

2 基金の資本金は、政府は、基金の設立に際し、基金に二億五千万円を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

2 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができることができる。

(持分の払いもどし等の禁止)

第百五十六条 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け取ることができない。

2 基金は、出資者の持分を譲り受けなければ、その持分を譲り受けなければならない。

2 基金は、出資者の持分を譲り受けなければ、その持分を譲り受けなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に譲り受けることができない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に譲り受けなければならない。

(名称の使用制限)  
第一百六十二条 基金でない者は、漁業共済基金という名称を用いてはならない。

## (民法の準用)

第一百六十二条 基金については、民法第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定を準用する。

## 第二節 役員等

## (役員)

第一百六十三条 基金に、役員として、理事長一人及び監事一人を置く。

## 2 基金に、役員として、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

## (役員の職務及び権限)

第一百六十四条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

## 2 監事は、基金の業務を監査する。

## 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

## (役員の任命)

第一百六十五条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

## 2 役員の任期

第一百六十六条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 3 (役員の認定)

第一百六十七条 役員(非常勤の者を除く。)は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

## (代表権の制限)

第一百六十八条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事

2 役員は、再任されることができる。  
る。

## (役員の欠格条項)

第一百六十九条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準する地位にある者で、非常勤のものを除く。)、地方公共団体の議員又は地方公团體の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

## (役員の解任)

第一百七十条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

## (職員の任命)

第一百七十二条 基金の職員は、理事長が任命する。

長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。  
(代理人の選任)  
第一百七十三条 基金に評議員会を置く。

## (評議員会)

第一百七十四条 基金に評議員会を置く。

## (業務)

第一百七十五条 基金は、第百四十八条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

## 1 出資者たる漁業共済団体が共

同金又は再共済金の支払に関しても必要とする資金の貸付けの保証

2 第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

3 第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

4 前二号の業務に附帯する業務

5 第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

6 第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

7 第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

8 第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

9 第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

10 第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

11 第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

12 第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

3 評議員の任期は、二年とする。  
評議員については、第一百六十六条第一項ただし書及び第二項並びに第一百六十八条第二項の規定を準用する。

では、その変更に係る部分)を出資者に送付しなければならない。

(業務方針)

第一百七十九条 前条第一項の業務方針書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 貸付金の金額の合計額及び債務保証の金額の合計額及び債務保証の金額の最高限度

2 一漁業共済団体当たりの貸付金の金額及び債務保証の金額の最高限度

3 最高限度

4 評議員について、前項の規定により、その業務方針書に記載した事項を記載する。

5 保証債務の弁済並びに回収の方法及び被保証人の遵守すべき条件

6 他の貸付条件並びに債務保証をする資金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件

7 余裕金の運用の方法

8 その他農林省令で定める事項

(業務の委託)

9 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

10 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

11 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

12 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

13 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

14 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

15 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

16 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

17 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

18 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

19 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

20 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

21 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

22 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

23 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

24 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

25 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

26 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

27 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

28 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

29 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

30 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

31 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

32 第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会





に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 第七十二条の規定による命

十八 第九十七条から第九十九条  
令に従わなかつたとき。

まで（これらの規定を第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。  
七条において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。  
六十一條の規定に違反した者は、  
一万円以下の過料に処する。

附

第一條 この法律は、公布の日から施行する。  
起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(檢討)

**第二条** 政府は、中小漁業者の漁業事情の推移並びに漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の実施の状況に応し、この法律に基づく漁業災害補償の制度における共済料金率・共済責任の負担区分等に関する検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講

するものとする。

連合会の行なう漁業共済事業  
第三条 連合会は、漁業再共済事業及びこれに附帯する事業のほか、政令で定めるところにより、漁業共済事業及びこれに附帯する事業を行なうことができる。ただし、その漁業共済事業においては、その共済責任期間の開始日を昭和四十一年四月一日以後の日とする共済契約は、締結することができない。

2 前項の規定により連合会が行なう漁業共済事業については、第二十三条、第三章（第七十九条及び第九十五条第二項を除く。）、第一百九十五条及び第一百九十六条第一項の規定を準用する。この場合において、第一百五十五条第一項、第一百六十二条及び第一百二十七条第一項中「組合員」とあるのは「漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、その住所のある地の属する都道府県の区域をその地区の全部又は一部とする組合の存しないもの」と、第一百六十二条第一項中「組合の地区」とあるのは「どの組合の地区にも含まれていない地域」と読み替えるものとする。

3 前項後段に規定するもののはか、同項前段の場合において、当該準用に係る規定について必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第二項において準用する第一百一条第一項の規定により連合会から事務の委託を受けた者については、第六十八条、第六十九条、第七十一条、第七十二条及び第七十七条の規定を準用する。

5 前項において準用する第六十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項において準用する第六十九条若しくは第七十七条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、第一百九十七条の規定を準用する。

(其済会からの承継に係る事業)  
第四条 連合会は、農林大臣の認可を受けて、全国水産業協同組合共済会(以下この条において「其済会」という。)と、其済会が水産業協同組合法第百条の四第一項の規定によつて行なう其済事業のうち農林大臣の認可を受けた漁獲共済規程及び漁具共済規程に基づいて行なう漁獲共済及び漁具共済の事業において昭和三十九年四月一日から連合会の成立の日の前日までの間に締結した共済契約(以下この条において「特定共済契約」という。)に基づく権利義務を一体として承継する旨の契約を締結し、当該承継に係る事業を行なうことができる。

2 前項の規定による契約の締結は、連合会が成立した日から三十日以内にしなければならない。

3 第一項の規定による契約の締結があつた場合において、其済会が特定共済契約に基づき同項の規定による契約の締結時までに支払を受けた其済掛金の合計額(その時までに返還した当該其済掛金による返還金の金額を除く。)が特定共済契約に基づき同項の規定による契約の締結時までに支払つた共済金の合計額(その時までに返還を受けた当該其済金による返還金の金額を除く。)をこえるときは、其済会は、そのこえる部分の金額(農林省令で定めるところにより算出する一定の金額を除く。)に相当する金額を農林省令で定める期

4 前三项に規定するもののほか、第一項の規定による契約の締結及び当該承認に係る事業の実施並びに前項の規定による金額の交付に関する必要な事項は、政令で定める。  
**(基金の設立)**

第五条 農林大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条 農林大臣は、設立委員会にて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第七条 設立委員は、定款を作成して、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、都道府県及び漁業共済團体に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による募集が終わったときは、農林大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府並びに出資の募集に応じた都道府県及び漁業共済團体に対し、出資金の払込みを求める。前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第百五十三条第一項の出資金の全額を、出資の募集に応じた都道府県及び漁業共済團体に交付しなければならない。

6 設立委員は、出資金の拵込みがあつた日において、その事務を附則第五条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 第百九十四条の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

第八条 附則第五条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第九条 基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。  
(增资)

第十条 基金の成立当初における資本金は、四億円を下るものであつてはならない。

第十一條 基金は、その成立の時ににおける資本金の金額のうち、政府以外の者の出資する部分の金額が二億五千万円に満たないときは、その成立の日から一年を経過する日までに、資本金の金額のうち政府以外の者の出資する部分の金額が二億五千万円以上の金額となるよう、その資本金を増加するものとする。

(経過規定)



取決めの締結のため必要な資料の交付を求めることができる。

2 農林大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により資料の交付を求める場合において、前条第一項の取決めの締結を促進するため必要があると認めるときは、当該生産業者及び販売業者に対し、当該資料を交付する。

3 農林大臣及び通商産業大臣は、特定肥料の生産業者及び販売業者に対する特定肥料の生産業者及び販売業者が第一条第一項の取決めの締結について相同期間にわたり努力して、前条第一項の取決めの締結に關し必要な勧奨又は助言を行なうものとする。

(調停)

第四条 農林大臣及び通商産業大臣は、特定肥料の生産業者及び販売業者が第一条第一項の取決めの締結について相同期間にわたり努力して、前条第一項の取決めの締結に關し必要な勧奨又は助言を行なうものとする。

(日本硫安輸出株式会社)

第五条 昭和二十九年八月十日に設立された日本硫安輸出株式会社(以下「輸出会社」という。)は、硫酸アソニニアその他アンモニア系窒素肥料であつて政令で定めるも

の(以下「硫安」といふ。)の輸出に関する事業を經營することを目的とする株式会社とする。

(商号の使用制限)

第六条 輸出会社以外の者は、その商号中に日本硫安輸出株式会社と

いう文字を使用してはならない。

(事業の範囲)

第七条 輸出会社は、次の事業を営むものとする。

一 梱出用の硫安の譲受け

二 硫安の輸出

三 輸出業者に対する輸出用の硫安の譲渡し

四 前三号の事業に附帯する事業(譲受計画の承認)

第八条 輸出会社は、硫安の譲受計画を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、政令で定めるところにより農林大臣及び通商産業大臣が第一項の承認をしようとするときは、農林大臣

は、その取決めの締結前に、その取決めを締結しようとする者に対して、その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の承認をしようとするときは、農林大臣の同意を得なければならない。

4 農林大臣及び通商産業大臣は、第二項の需給見通しを定めたときは、遅滞なく、これを関係者に通知しなければならない。

(定期の変更等)

第九条 輸出会社の定期の変更、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(監督)

第十条 通商産業大臣は、輸出会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるとときは、その業務に関し監督

上必要な命令をすることができる。第六条 輸出会社は、その商号中に日本硫安輸出株式会社と

(輸出会社に譲り渡すべき硫安に関する取決め)

第十二条 硫安の生産業者は、第八条第一項の承認があつた後において、締結の日の十五日前までに通

商産業大臣に届け出て、輸出会社に譲り渡すべき硫安に關し、数量、取引方法その他の事項について取決めを締結することができ

る。

(輸出の禁止)

第十三条 輸出する目的で輸出会社から硫安を譲り受けたものでなければ、硫安を輸出してはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の規制に関する法律の適用除外)

第十四条 私的独占の禁止及び公正取引の規制に関する法律(昭和十二年法律第五十四号)の規定

は、第二条第一項又は第十一條第一項の規定による届出に係る取決

め及びこれに基づいてする行為並びに輸出会社の行なう正当な行為には、適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

1 不當に差別的でないこと。

2 その取決めに参加し、又はそ

の取決めから脱退することを不

正に制限しないこと。

3 一般消費者及び関連事業者の利益を不當に害するおそれがないこと。

4 通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるとときは、その取決めを締結している者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

5 公正取引委員会は、前二項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

6 公正取引委員会は、第十一條第一項の規定による届出に係る取決

めが同条第二項各号に適合せず、又は同項各号に適合するものでな

くなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

7 公正取引委員会は、前二項の規定による処分があつた場合を除く。

(公正取引委員会との関係)

第十五条 農林大臣及び通商産業大臣は、第二条第一項若しくは第四

(輸出の制限)

第十二条 輸出会社以外の者は、輸出会社から譲り受けたものでなければ、硫安を輸出してはならない。

2 通商産業大臣は、第十二条第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第二条第一項の規定による届出に係る取決

めが同条第二項各号に適合せず、又は同条第二項第二号から第五号ま

での各号に適合せず、又は同項第

二号から第五号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるとき

は、農林大臣及び通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求す

ることができる。

4 公正取引委員会は、第十一條第一項の規定による届出に係る取決

めが同条第二項各号に適合せず、又は同項各号に適合するものでな

くなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

5 公正取引委員会は、前二項の規定による処分をすべき旨を

請求することができる。

6 公正取引委員会は、前二項の規定による処分をすべき旨を

請求することができる。

7 公正取引委員会は、前二項の規定による処分をすべき旨を

請求することができる。

8 公正取引委員会は、前二項の規定による処分をすべき旨を

請求することができる。

9 公正取引委員会は、前二項の規定による処分をすべき旨を

請求することができる。

項の規定による届出を受理し、又是同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十二条第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第二条第一項の規定による届出に係る取決

めが同条第二項各号に適合せず、又は同条第二項第二号から第五号ま

での各号に適合せず、又は同項第

二号から第五号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるとき

は、農林大臣及び通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求す

ることができる。

4 公正取引委員会は、第十一條第一項の規定による届出に係る取決

めが同条第二項各号に適合せず、又は同項各号に適合するものでな

くなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

5 公正取引委員会は、前二項の規定による処分をすべき旨を

請求することができる。

6 公正取引委員会は、前二項の規定による処分をすべき旨を

請求することができる。

7 公正取引委員会は、前二項の規定による処分をすべき旨を

請求することができる。

8 公正取引委員会は、前二項の規定による処分をすべき旨を

請求することができる。

9 公正取引委員会は、前二項の規定による処分をすべき旨を

請求することができる。

販売業者（輸出会社を除く。）に對し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、肥料の生産業者の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、輸出会社に対しその業務の状況に關する報告を求め、又はその職員に、輸出会社の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定に違反して、安を輸出した者

二 第十三条の規定に違反して、安を輸出以外の用に供した者

第十八条 第十六条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をした

ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二十条 第十条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした輸出会社の取締役は、三万円以下の過料に処する。

第二十一条 第六条の規定に違反して商号中に日本疏安輸出株式会社といふ文字を使用した者は、一五円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年八月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第十四条及び第五条第一項、第三項及び第五項の規定は、公布の日から五年以内に施行するものとする。

2 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

3 第六条、第十二条、第十三条、第十七条及び第二十一条の規定は、この法律の廃止前に輸出会社が解散したときは、その解散の時に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、これらの規定は、その時以後も、なおその効力を有する。

4 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のよう改定する。

第八条第一項第十一号を次のように改める。

十一 肥料価格安定等臨時措置法（昭和三十九年法律第号）の施行に関する事務で農林省の所掌に属するものを処理すること。

5 経済企画局設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表中肥料審議会の項を削る。

6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 肥料価格安定等臨時措置法（昭和三十九年法律第二号）の施行に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。

第十一条第二項中「前項第二号に掲げる事務及び」を「前項第一号及び第二号の二に掲げる事務並びに」に改める。

理由

農業及び肥料工業の健全な発展に資するため、肥料の取引を適正かつ円滑にするのに必要な措置を講じ、あわせて肥料の輸出体制を整備することによつて、肥料の価格の安定と輸出の調整を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地収用法等の一部を改正する法律案に提出する。

右  
国会に提出する。  
昭和三十九年三月二十五日  
内閣総理大臣 池田 勇人

(土地収用法の一部改正)  
法律

三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該事業を施行する必要を生じたことを証する書面

第十八条第三項中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に、「相当な期間内に」を「見を求めた日から三週間を経過しても」に改める。

第二十四条に次の三項を加える。

4 市町村長が第一項の書類を受け取つた日から一週間を経過しても、第二項の規定による手続を行なわないときは、起業地を管轄する都道府県知事は、起業者の申請により、当該市町村長に代わつてその手続を行なうことができる。

5 前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代わつて手続を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。

6 前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、第二項の規定による手続を行なうことができない。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第三十五条第三項中「國」の下に「又は地方公共団体」を加える。

第三十六条第六項中「第二号から第四号までの規定の一」を「第二

号又は第三号の規定に改める。  
第三十七条の次に次の二条を加える。  
(土地調査及び物件調査の作成の特例)  
第三十七条の二 起業者は、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのに第三十六条第一項に規定する土地調査又は物件調査の作成のための第三十五条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げたため、同項の規定により測量又は調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ることができ程度でこれらの調査を作成すれば足りるものとする。この場合においては、これらの調書にその旨を附記しなければならない。

第三十八条中「前二条」を「前三条」に改める。

第四十条に次のただし書きを加える。

ただし、協議をすることができないとき、又は土地細目の公告前に起業者がしたその土地について権利を取得し、又は消滅させるための土地所有者及び関係人との協議の経過に照らし、協議が成立しないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

第四十一条中「前条」を「前条本文」に、「協議をすることができないとき」を「同条ただし書きに規定する場合に該当するとき」に改める。

第四十二条に次の二項を加える。  
3 第三十七条の二に規定する場合においては、第一項第二号の書類に記載すべき同号ロに掲げる事項のうち、収用し、又は使用しようとする土地の面積以外の事項については、第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

第四十三条に次の二項を加える。

4 第二十四条第四項から第六項までの規定は、市町村長が第一回間を経過しても第二項の規定による手続を行わない場合に適用する。この場合において、同条第四項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

5 都道府県知事は、収用委員会に対し前項の規定により第一項の規定による公衆の権利に關して争いがある場合において、裁決の時期までにその権利の存否が確定しないときは、当該権利が存するものとして裁決しなければならない。この場合においては、裁決の後に土地に關する所有権以外の権利が存しないことが確定した場合における土地所有者の受けるべき補償金をあわせて裁決しなければならない。

6 都道府県知事は、第四項の規定により第二項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に通知しなければならない。

第四十四条に次の二項を加える。

3 収用委員会は、審理の促進を図り、裁決が遅延することのないように努めなければならない。

4 第四十八条に次の二項を加える。

4 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、前項の規定によるものほか、当該補償金を受けるべき土地所有者及び関係人の氏名及び住所を明らかにして裁決しなければならない。ただし、土地所有者又は関係人の氏名又は住所を確知することができないときは、当該事項については、この限りでない。

5 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、前二項の規定によるものほか、土地に關する所有権以外の権利に關して争いがある場合において、裁決の時期までにその権利の存否が確定しないときは、当該権利が存するものとして裁決しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定にかかるわらず、その定める当該都道府県の職員のうちから会員の同意を得て任命する。

3 都道府県知事は、第一項の規定にかかるわらず、その定める当該都道府県の局部において収用委員会の事務を整理させることをできる。

4 第九十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の規定による裁決があつた場合の次に次の二項を加える。

4 起業者は、第四十八条第五項の規定による裁決において第一項の規定にかかるわらず、収用又は使用の時期においては、第一項の規定にかかるわらず、収用委員会は、必要があると認めるときは、審理又は調査に関する事務(裁決及び決定を除く)の一部を委員に委任することができる。

2 収用委員会又は前項の規定により委任を受けた委員(以下「指

3 収用委員会は、審理の促進を図り、裁決が遅延することのないように努めなければならない。

4 第五十二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 委員及び予備委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公団体の長若しくは常勤の職員として裁決しなければならない。

第五十八条を次のように改める。

4 第五十二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 委員及び予備委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公団体の長若しくは常勤の職員として裁決しなければならない。

第六十一条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第六十四条(見出しを含む)中「会長」を「会長又は指名委員」に改める。

第六十五条第一項第三号中「収用委員会の委員又は収用委員会の庶務を処理する職員として」を削り、「調査させる」を「調査する」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第六十条の二」に改める。

第六十七条第二項中「及び審理」を削る。

第六十九十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の規定による裁決があつた場合においては、第一項の規定にかかるわらず、収用又は使用の時期においては、第一項の規定にかかるわらず、収用委員会は、必要があると認めるときは、審理又は調査に関する事務(裁決及び決定を除く)の一部を委員に委任することができる。

第九十五条第一項中「並びに第十九十五条第二項及び第三項」を及び第九十五条第二項から第四項ま



第三十八条の五 建設大臣は、第三十八条の三第一項の規定により緊急裁決をしたときは、当該事件を収用委員会に送らなければならぬ。

建設大臣は、前項の規定により事件を収用委員会に送るときは、建設省令で定める書類を収用委員会に送付しなければならない。

第三十八条の二第四項の規定によつて建設大臣が事件を収用委員会に送つた場合に準用する。

建設大臣は、代行裁決をしたときは、第一項に規定する場合を除き、その裁決に係る事項を収用委員会に通知しなければならない。

(規定の説替え適用等)

建設大臣が代行裁決を行なう場合においては、起業者、土地所有者又は関係人がこの法律又は土地収用法の規定により当該事件に關して収用委員会に対しても手続その他の行為は、建設大臣に対してもしたものとみなす。

3 前条第一項の規定により送られた事件につき、収用委員会が第三十条の規定により補償裁決を行なう場合においては、起業者、土地所有者又は関係人がこの法律又は土地収用法の規定により当該事件に關して建設大臣に対しても手続その他の行為は、収用委員会に対してしたものとみなす。

第三十九条第一項中「第十六条第一項に規定する」を「その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる」に、「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改め、「第六条第一項に規定する」を「その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第十六条第一項に規定する」を「その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる」に改め、同項を同条第五項とする。

第四十条 削除

第四十二条第二項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第三

2 土地収用法第百三十条第二項、第百三十二条第一項、第百三十三条第一項、第百三十四条第一項の次に次の二項を加える。

十一条の二及び第百三十二条第一項、第百三十三条第一項の規定は、建設大臣が行ない代行裁決に関する異議申立てについて、同法第百三十三条规定は、第百三十四条の規定は、建設大臣が行なう代行裁決に関する訴えの提起について準用する。この場合において、同法第百三十条第二項中「行政不服審査法第十一条第一項本文」とあるのは、「行政不服審査法第四十五条」と読み替えるものとする。

第十八条中「特定公共事業の認定に関する事項」を「この法律によりその権限に属させられた事項」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十一条 刪除

附 則

(施行期日)

（団体の議会の議員又は地方公共團體の長若しくは常勤の職員と兼ねて委員については、その任期が満了するまでの間は、適用しない。）  
（建設省設置法の一部改正）  
（建設省設置法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のよう改定する。  
第十条第一項の表公共用地審議會の項中「特定公共事業の認定に関する事項を審議すること」を「審議すること」に改正する。  
（首都圈市街地開発区域整備法の一部改正）  
（首都圈市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改定する。  
第十七条第二項中「及び第二十一條」を削る。  
（公共施設の整備に関連する市町村の改造に関する法律（昭和三十六年法律第二百九号）の一部改正）  
（新住宅市街地開発法の一部改正）  
（新住宅市街地開発法（昭和三十九年法律第二百三十四号）の一部を次のように改定する。  
第十七条第二項中「及び第二十一條」を削る。

7 この法律の施行の際にこの法律による改正前の都市計画法第二十条第一項(前三項)の規定による改正前の首都圏市街地開発区域整備法第十七条第二項、公共施設の整備に關する市街地の改造に関する法律第十七条第二項及び新住戸市街地開発法第十九条第二項の規定において準用する場合を含む。の規定による主務大臣の裁定を准めている土地の収用又は使用についても、なお従前の例による。(租税特別措置法(一部改正))

8 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第六項及び第十五条の三第五項中「又は都市計画法第十六条第一項に規定するものを「若しくは都市計画法その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができるに改め、「第二条各号の一に該するものに關する事業」の下に「は当該事業に係る土地収用法第六条に規定する関連事業」を加える。

の範囲を改め、及び特定公共事業について建設大臣の代行裁決の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議めるの件

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年二月二十六日

参議院議長 舟田中殿

衆議院議長 藤宗 雄三

#### 官報(号外)

##### アメリカ合衆国

##### 特命全権大使

##### エドウイン・O・ライシャ

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

##### 第一部 適用及び定義

###### 第一条 適用及び定義

この条約の規定が適用される締約国の領域は、各締約国の主権又は権力の下にあるすべての陸地及び水域(パナマ運河地帯を除く)から成るものとする。

###### 第二条 この条約の適用上

(1) 「派遣國」とは、領事官を任命する締約国をいう。

(2) 「接受國」とは、派遣國の領事官がその職務を遂行する領域が属する締約国をいう。

(3) 「国民」とは、

(a) アメリカ合衆国については、合衆国すべての市民及び合衆国保護の下にあるすべての者

(文脈上許容されるときは、この条約が適用される合衆国いすれかの領域において又はその領域の法令に基づいて正当に設立されたすべての法人を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約について承認を求める件

日本国及びアメリカ合衆国は、一方の国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求める件

法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約について承認を求める件

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約について承認を求める件

たすべての法人を含む。)をいふ。

(4) 「者」とは、個人又は法人をいふ。

(5) 「船舶」とは、別段の定めがある場合を除くほか、この条約が適用される派遣國の領域の法令に基づき登録されているすべての船又は舟艇をいう。

(6) 「領事事務所」とは、有体財産を指称するため用いられるときは、公の領事事務を遂行するため派遣國が使用する土地及び建物をいうものとする。

(7) 「領事施設」とは、領事事務所におけるため、一人若しくは二人以上上の領事官若しくは領事館職員の住居にあてるため、又は関連のある目的のため派遣國が使用し又は保有するすべての不動産、それらの不動産の造作、設備及び運営に必要とされるすべての動産並びに、一般的に、領事職務を効果的に遂行するために必要なすべての財産(車両、船舶及び航空機を含む。)をいう。

(8) 「領事官」とは、派遣國が領事職務を遂行する権限を与えた個人で、接受國の当局が認可状、臨時の許可又はその他の許可を与えたものとされる。

正當に通知されたことを条件とする。

いても領事職務を遂行することができる。

##### 第四条

「公文書」とは、公の通信文、書類、書籍、記録、現金、印紙類、印章、記録保管用キヤビネット、金庫その他公の目的のため保有され又は使用される類似の物をいう。

(1) 「地方公共団体」とは、一方の締約國の政治上又は行政上の地方団体(たとえば、州、県、郡又は市町村を含むが、これらに限定されない。)をいう。

(2) 「接受國の当局」とは、接受國及びその地方公共団体の諸當局をいふ。

(3) 「法令」とは、締約國の領域又はその地方公共団体において法としての効力を有する法律、政令、規則、命令及びこれらに類する規程を含むものとする。

(4) 「命令」とは、派遣國の領事官に、できる限りすみやかに他の任命通告書が提出されたときは、領事職務を遂行するための認可状又はその他の許可をその認可状又はその他の許可をその領事官に、できる限りすみやかに受けなければならない。

(5) 接受國は、正当な理由がない限り、認可状又はその他の許可を与えるまでの間、臨時の許可を与えない。接受國は、必要があるとき

は、認可状又はその他の許可を与えるまでの間、臨時の許可を与えない。

(6) 接受國は、正当な理由がない限り、認可状又はその他の許可を与えるまでの間、臨時の許可又はその他の許可を与えない。

(7) 接受國は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、認可状、臨時の許可又はその他の許可を与えるまでの間は、領事官が領事官として行動することに対しても同意を与え又はこの条約に基づく利益をその領事官に及ぼしたものとはみなされない。

##### 第二部 任命及び管轄区域

###### 第三条

(1) 派遣國は、接受國の領域内において、接受國が設置に同意するいかなる場所にも領事事務所を設置しがつ、維持することができる。

(2) 派遣國は、接受國が異議を申し入れる権利を有することを条件として、接受国内における領事管轄区域の範囲を定めることができる。

(3) 領事官は、接受國が通告を受けたことを通報しておくるものとする。

(4) 領事官は、接受國が通告を受けた異議の申入れを行なわなかつたときは、その領事管轄区域外にお

いても領事職務を遂行することができる。

##### 第五条

(1) 接受國は、要請があつたときは、この条約に基づいて行動する権利を有する領事官の氏名を、遅滞なく、自國の関係當局に通報しなければならない。

(2) 領事官は、派遣國の公の代表機関として、特別の保護及び自己が

(1) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての者(文脈上許容されるときは、日本国領事事務所の役務職員を含む。)は、この条約に基づいて行動する権利を有する領事官の氏名を、遅滞なく、自國の関係當局に通報しなければならない。

(2) 領事官は、接受國が通告を受けた異議の申入れを行なわなかつたときは、その領事管轄区域外にお

日本国 外務大臣 大平正芳

(3) 接受国は、重大な苦情申入れの事由となる行為を行なつた領事官の認可状又はその他の許可を取り消すことができる。この取消しの理由は、要請があつたときは、外交上の経路を通じて派遣国に提出しなければならない。

(1) 領事官又は領事館職員は、代理の資格において一時的に、死亡した領事官又は病氣、不在その他の理由により行動することができない領事官の任務の遂行に当たらせることができる。この領事官代理とは、領事官が復帰し、新しい領事官が任命され、又はみずから領事官としての地位を確認されるまでの間、接受国政府に対する通告により、この条約の規定に基づく任務及び利益を遂行し及び享受することができる。

(2) 派遣国は、その領事事務所において、必要な数の領事館職員を自由に雇用することができます。もともと、各職員の氏名及び住所は、関係ある接受国の当局に通知しなければならない。接受国政府は、この通知を受ける特定の当局を指定するものとする。

(3) 派遣国は、接受国の許可を得て、かつ、第四条の規定に従つて、接受国に派遣されている外交使節団の一人又は二人以上の構成員を領事職務の遂行に当たらせることができる。これらの構成員は、との条約に基づく利益を受け公の交渉を有する接受国のすべての権利を有する。

第三章

(3) 接受国は、重大な苦情申入れの事由となる行為を行なつた領事官の認可状又はその他の許可を取り消すことができる。この取消しの理由は、要請があつたときは、外交上の経路を通じて派遣国に提出しなければならない。

第六条

(1) 領事官又は領事館職員は、代理の資格において一時的に、死亡した領事官又は病氣、不在その他の理由により行動することができない領事官の任務の遂行に当たらせることができる。この領事官代理権は、領事官が復帰し、新しい領事官が任命され、又はみずから領事官としての地位を確認されるまでの間、接受国政府に対する通告により、この条約の規定に基づく任務及び利益を遂行し及び享受することができる。

(2) 派遣国は、その領事事務所において、必要な数の領事館職員を自由に雇用することができる。もつとも、各職員の氏名及び住所は、関係ある接受国の当局に通知しなければならない。接受国政府は、この通知を受ける特定の当局を指定するものとする。

(3) 派遣国は、接受国の許可を得て、かつ、第四条の規定に従つて、接受国に派遣されている外交使節団の一人又は二人以上の構成員を領事職務の遂行に当たらせることができる。これらの構成員は、との条約に基づく利益を受け公の交渉を有する接受国のすべての公務員による十分な配慮を受けねばならない。

1

(1) 派員の状況所の常な認する。(4) 接触する権基づだし使節享有的人的る。

受國は、  
く義務を有する  
、その構  
團の構成  
することを  
特權は、  
第三部

、かつ、負うもの成員が派遣員であるができるが、害されな  
事管轄区分並びに当応じた合  
法律上の拒否するときは、  
除

この条項は、領事館の権利及び領事館の職務を規定する。この条項によることにより、領事館は、その他の領事館と同様に、領事館の職務を執行することができる。この条項によることにより、領事館は、その他の領事館と同様に、領事館の職務を執行することができる。

(3) (2) (1) (4) (5) (6)

(2) 派遣団の工作は、事施設の建設や、地域の土木工事に係る。されることは、市計画によるものである。

する権利を有する士地がこの、土地につき、建  
築する士地がこの、地区画整  
理の地区的規  
則がないこと

地に、領事の所在する領事事務所に、領事は領事旗を掲げ、領事は領事旗を掲げることを了解する。

(5) 難易度と理屈はそれがくそるきア外つ當得限同一領  
(4) (6)

營業上の  
場所から  
に保管し  
の規定は  
節団の一  
交上の公文  
と區別さ  
ものでは  
一派遣國  
れる公文  
し、接受  
理由によ  
し又は押  
い。

は、管さ  
る場所  
に外へ文書  
する。こ  
とを交使  
するもの  
は、は、らな  
なる。ま  
た、かきは  
た、ふた  
と、適意が  
官のこの意が  
あると、若し  
火災、犯  
罪なわ  
しくとを  
する合  
の責任  
に避  
はな  
局の

第八条 本条は、(2)の規定によるものである。但し、この規定によつて、(1)に定められた事務所に立場を拒否する場合は、(4)に定められた事務所に立場を拒否する。但し、この規定によつて、(1)に定められた事務所に立場を拒否する場合は、(4)に定められた事務所に立場を拒否する。

おける自  
づいて領  
はこれを  
に従い、  
るため、  
とがで  
る。 た  
る事務所の公  
當な考慮

すべてのこののような財産につき、正當な補償を受けるものとする。補償金は、その額が最終的に決定した日から三箇月以内に、派遣国が容易に交換することができるような形態により、支払われるものとする。

#### 第十一条

(1) 領事官は、本国政府、接受国内にある派遣国の外交事務所又は派遣國の他の外交使節団及び領事團及び領事事務所とすべての公用の通信手段を使用して通信することができ、この場合において、暗号を使用する権利を有する。また、領事官は、平文又は暗号によつて、公の書類を、伝書使により、又は公用の封印袋その他の容器を使用して、発受することができる。

領事官は、領事封印袋を郵便機関を通じて発受するに際し、接受国を通じて発受するに際し、接受国を通じて、領事館職員は、公の書類を、伝書使により、又は公用の封印袋その他の容器を使用して、発受することができる。

(2) この条にいう公の書類は、不可侵とし、接受國の当局は、これを檢閲し、又は押収してはならない。ただし、このことは、この項の規定に影響を及ぼすものではない。

(3) 接受國が武力抗争に巻きこまれている間は、通信の権利は、領事官とその本国政府との間及び領事

官と接受国内にある派遣國の外交使節団との間の通信に関する権利を除くほか、接受國による合理的な制限を受けることがあるものとする。

#### 第十二条

(1) 領事官又は領事館職員は、公の資格で行なつた行為でこの条約に基づく領事官の職務の範囲内にあるものについては、派遣国が接受國に対し、外交上の経路を通じて、同意の旨を書面で通告する場合を除くほか、接受國の裁判所の管轄権に服さない。ただし、接受國の裁判所は、悪意又は重大な過失による行為について、接受國の国民である領事館職員に対して管轄権を行使することを妨げられないものとする。

(b) 領事官は、有罪であれば一年以上の禁錮刑に処せられることがある罪に問われる場合を除くほか、接受國内で逮捕され又は訴追されることを免除される。

(1) (a) の規定は、個人の資格で、かつ、公務の範囲外で締結した契約に係る民事訴訟において、領事官又は領事館職員が義務を負うものとされることを妨げるものでないこと及び(b)の規定は、領事官又は領事館職員に対し、このようない契約に関して書類を提示し又は証言を行なうことを拒否する権利を与えるものでないことが了解される。

(3) 接受國は、領事官又は領事館職員に対して自國の裁判権行使することを認められたときは、領事官の遂行を不當に妨げないようこれを行使しなければならない。

(4) 領事官又は領事館職員は、陸軍、海軍、空軍、警察、行政又は陪審に関するあらゆる種類の役務及びそれらの役務に代わる金銭的負担を免除される。

(5) (a) (b) に定める場合を除くほか、領事官又は領事館職員に対し、証言を行なうこと要求することができる。証言を要求する行政当局又は司法当局は、その領事官又は領事館職員の公務の遂行を妨げないようすべての合理的な措置を執り、かつ、可能な場合又は許される場合には、その事務所又は居住において口頭又は書面によるその証言を録取するよう取り計らうものとする。

(8) 派遣國によつて所有され、かつ、領事目的のために使用されるすべての車両、船舶及び航空機並びに派遣國の領事官又は領事館職員によつて所有されるすべての車両、船舶及び航空機は、第三者の損害に因し、接受國內において業務を行なうことを認可されて実際に業務を行なつてゐる保険会社の十分な保険に付しておかなければならぬ。このような保険証書に基づくかかる請求も、民事訴訟上の義務を(2)の規定により生じさせることがある契約から生ずるものとみなす。

#### 第四部 財政上の特權

##### 第十二条

(1) 派遣國又は派遣國のために行動

事官又は領事館職員は、また、派遣國の法令に關する鑑定人として証言を行なうことを拒否する権利を有する。

(6) 領事官又は領事館職員及びその家族の構成員でその世帯に属するものは、接受國において、在留許可の取得及び外国人登録に關するいかななる要件を免除される。領事官又は領事館職員の家族の構成員でその世帯に属するものが接受國において有給で雇用されるときは、この項の規定の利益を受けないものとする。

(7) 領事官は、認可状、臨時の許可又はその他の許可を保有する間は、退去強制を受けないものとする。

(8) 派遣國によつて所有され、かつ、領事目的のために使用されるすべての車両、船舶及び航空機並びに派遣國の領事官又は領事館職員によつて所有されるすべての車両、船舶及び航空機は、第三者の損害に因し、接受國內において業務を行なうことを認可されて実際に業務を行なつてゐる保険会社の十分な保険に付しておかなければならぬ。このような保険証書に基づくかかる請求も、民事訴訟上の義務を(2)の規定により生じさせることがある契約から生ずるものとみなす。

#### 第五部 領事施設の運営

##### 第十三条

(1) (d) の規定は、次の場合を除くほか、派遣國又は派遣國のために行動

する一若しくは二以上の者は、接受國內にある派遣國の領事施設に關し、接受國又はその地方公共團体が課するあらゆる種類の租税又は派遣國のために行なう一若しくは二以上の者が本来は法律上納付の義務を負うもののうち、次のものに関して課されるものの納付を免除される。

(2) 派遣國が所有し、又は他の方法で保有し若しくは占有し、かつ、もつばら第七条(1)に定めるいずれかの目的のためにのみ使用する不動産の取得、所有、使用又は占有。ただし、これらの不動産が役務又は地方的公共改良事業によつて利益を受けるときは、その利益を受ける限度において、その役務又は地方的公共改良事業に關し課される租税又は他の公課を除く。

(3) 派遣國がもつばら第七条(1)に定めるいずれかの目的のためにのみ所有し又は使用する動産(車両、船舶及び航空機を含む。)の取得、所有、占有又は使用に対する領收書

(c) 領事事務の代價として受領する手数料及びその手数料の支払引(役務の調達及び提供を含む。)で派遣國の領事施設の運営に伴うもの

行動する一若しくは二以上の者に對し、領事官若しくは領事館職員の住居にあつたため又は関連のある目的のため使用され又は保有される領事施設における電気又はガスの使用に對して課される電気ガス税を免除するものと解してはならない。

(a) (i) 派遣國が前記の領事施設を所有する場合又は

(ii) 派遣國が前記の領事施設を、その居住者の変更に關係なく、一年以上、賃借契約により使用し若しくは保有する場合及び

(b) 派遣國が電気又はガスの使用に関する契約の当事者であり、かつ、電気又はガスの料金を支払う義務を負う場合

(3) 前記の諸免除は、租税又はこれに類する課徴金の負担が派遣國又は派遣國のために行動する一若しくは二以上の者に移転される場合であつても、これらの者以外の者が法律上納付の義務を負う租税又はこれに類する課徴金については、適用しない。

(1) 派遣國の國民である領事官又は領事館職員は、派遣國以外の國の國民であるかどうかを問わず、派遣國から受領する公の給与、俸給、賃金又は手当に對し接受國又はその地方公共團体が課するすべての種類の租税又はこれに類する課徴金の納付を免除される。

(2) (a) 除くほか、領事官又は事務的若しくは技術的業務を行ない、かつ、役務職員でない領事館職員は、その所有する車両の使用許可、所有登録、使用及び運転に伴う租税又はこれに類する課徴金を含めて、接受國又はその地方公共團体が課するすべての種類の租税又はこれに類する課徴金で本來は自己が法律上納付の義務を負うものの納付を免除される。この免除を受ける車両の數は、接受國の法令の定めるところによる。ただし、このような領事官又は領事館職員は、少なくとも一台の車両について、この免除を受ける権利を有するものとする。輸入品に対する租税又はこれに類する課徴金の免除は、第十四条に定めるところによる。

(b) 前記の免除は、租税又はこれに類する課徴金の負担が当該領事官又は当該領事館職員に移転する場合であつても、当該領事官又は当該領事館職員以外の者が法律上納付の義務を負う租税又はこれに類する課徴金については、適用しない。

(1) 派遣國は、第七条(i)に定めるいわゆる移転に伴つて課される租税

(2) (a) 遺產税、相続税その他の租税で接受国内にある財産の死亡に基づく移転を理由として又はそのような移転に伴つて課される租税

(b) (1)、(2)及び(3)の規定にかかるらず、接受國又はその地方公共團体は、領事官又は領事館職員の死亡の時に接受国内にあつた動産で、その死亡した領事官又は領事館職員がもつぱらその公務の遂行に關連して接受国内に所有していたもののうち、その死亡の直前の年に受領した公の給与、俸給及び手当の総額の二倍をこえない額に相当する部分に關しては、その動産の移転を理由として又はその移転に伴つて、遺產税、相続税その他の租税を課せられること

対し、領事官若しくは領事館職員の住居にあつたため又は関連のある目的のため使用され又は保有される領事施設における電気ガス税を免除するものと解してはならない。

(2) (a) 除くほか、領事官又は事務的若しくは技術的業務を行ない、かつ、役務職員でない領事館職員は、その所有する車両の使用許可、所有登録、使用及び運転に伴う租税又はこれに類する課徴金を含めて、接受國又はその地方公共團体が課するすべての種類の租税又はこれに類する課徴金で本來は自己が法律上納付の義務を負うものの納付を免除される。この免除を受ける車両の數は、接受國の法令の定めるところによる。ただし、このような領事官又は領事館職員は、少なくとも一台の車両について、この免除を受ける権利を有するものとする。輸入品に対する租税又はこれに類する課徴金の免除は、第十四条に定めるところによる。

(b) (1)、(2)及び(3)の規定にかかるらず、接受國又はその地方公共團体は、領事官又は領事館職員の死亡の時に接受国内にあつた動産で、その死亡した領事官又は領事館職員がもつぱらその公務の遂行に關連して接受国内に所有していたもののうち、その死亡の直前の年に受領した公の給与、俸給及び手当の総額の二倍をこえない額に相当する部分に關しては、その動産の移転を理由として又はその移転に伴つて、遺產税、相続税その他の租税を課せられること

対して課される租税(①に規定する租税を除く。)

(c) 財産の移転に關して課され若しくは徵收される印紙税その他の租税で取引を有効なものとする証書に對して課されるもの又は有価証券の移転に對して課される租税

(d) 煙草施設利用税、料理飲食等消費税及び旅館税を含む遊興税、入湯税、通行税、電気ガス税及び軽油引取税

(e) 接受国内にある財産の贈与による移転を理由として又はそのような移転に伴つて課される租税

(f) 遺產税、相続税その他の租税で接受国内にある財産の死亡に基づく移転を理由として又はそのような移転に伴つて課されるもの

(g) 第十四条

(h) 第十四条

(i) 第十四条

(j) 第十四条

(k) 第十四条

(l) 第十四条

(m) 第十四条

(n) 第十四条

(o) 第十四条

(p) 第十四条

(q) 第十四条

(r) 第十四条

(s) 第十四条

(t) 第十四条

(u) 第十四条

(v) 第十四条

(w) 第十四条

(x) 第十四条

(y) 第十四条

(z) 第十四条

(aa) 第十四条

(bb) 第十四条

(cc) 第十四条

(dd) 第十四条

(ee) 第十四条

(ff) 第十四条

(gg) 第十四条

(hh) 第十四条

(ii) 第十四条

(jj) 第十四条

(kk) 第十四条

(ll) 第十四条

(mm) 第十四条

(nn) 第十四条

(oo) 第十四条

(pp) 第十四条

(qq) 第十四条

(rr) 第十四条

(ss) 第十四条

(tt) 第十四条

(uu) 第十四条

(vv) 第十四条

(ww) 第十四条

(xx) 第十四条

(yy) 第十四条

(zz) 第十四条

(aa) 第十四条

(bb) 第十四条

(cc) 第十四条

(dd) 第十四条

(ee) 第十四条

(ff) 第十四条

(gg) 第十四条

(hh) 第十四条

(ii) 第十四条

(jj) 第十四条

(kk) 第十四条

(ll) 第十四条

(mm) 第十四条

(nn) 第十四条

(oo) 第十四条

(pp) 第十四条

(qq) 第十四条

(rr) 第十四条

(ss) 第十四条

(tt) 第十四条

(uu) 第十四条

(vv) 第十四条

(ww) 第十四条

(xx) 第十四条

(yy) 第十四条

(zz) 第十四条

(aa) 第十四条

(bb) 第十四条

(cc) 第十四条

(dd) 第十四条

(ee) 第十四条

(ff) 第十四条

(gg) 第十四条

(hh) 第十四条

(ii) 第十四条

(jj) 第十四条

(kk) 第十四条

(ll) 第十四条

(mm) 第十四条

(nn) 第十四条

(oo) 第十四条

(pp) 第十四条

(qq) 第十四条

(rr) 第十四条

(ss) 第十四条

(tt) 第十四条

(uu) 第十四条

(vv) 第十四条

(ww) 第十四条

(xx) 第十四条

(yy) 第十四条

(zz) 第十四条

(aa) 第十四条

(bb) 第十四条

(cc) 第十四条

(dd) 第十四条

(ee) 第十四条

(ff) 第十四条

(gg) 第十四条

(hh) 第十四条

(ii) 第十四条

(jj) 第十四条

(kk) 第十四条

(ll) 第十四条

(mm) 第十四条

(nn) 第十四条

(oo) 第十四条

(pp) 第十四条

(qq) 第十四条

(rr) 第十四条

(ss) 第十四条

(tt) 第十四条

(uu) 第十四条

(vv) 第十四条

(ww) 第十四条

(xx) 第十四条

(yy) 第十四条

(zz) 第十四条

(aa) 第十四条

(bb) 第十四条

(cc) 第十四条

(dd) 第十四条

(ee) 第十四条

(ff) 第十四条

(gg) 第十四条

(hh) 第十四条

(ii) 第十四条

(jj) 第十四条

(kk) 第十四条

(ll) 第十四条

(mm) 第十四条

(nn) 第十四条

(oo) 第十四条

(pp) 第十四条

(qq) 第十四条

(rr) 第十四条

(ss) 第十四条

(tt) 第十四条

(uu) 第十四条

(vv) 第十四条

(ww) 第十四条

(xx) 第十四条

(yy) 第十四条

(zz) 第十四条

(aa) 第十四条

(bb) 第十四条

(cc) 第十四条

(dd) 第十四条

(ee) 第十四条

(ff) 第十四条

(gg) 第十四条

(hh) 第十四条

(ii) 第十四条

(jj) 第十四条

(kk) 第十四条

(ll) 第十四条

(mm) 第十四条

(nn) 第十四条

(oo) 第十四条

(pp) 第十四条

(qq) 第十四条

(rr) 第十四条

(ss) 第十四条

(tt) 第十四条

(uu) 第十四条

(vv) 第十四条

(ww) 第十四条

(xx) 第十四条

(yy) 第十四条

(zz) 第十四条

(aa) 第十四条

(bb) 第十四条

(cc) 第十四条

(dd) 第十四条

(ee) 第十四条

(ff) 第十四条

(gg) 第十四条

(hh) 第十四条

(ii) 第十四条

(jj) 第十四条

(kk) 第十四条

(ll) 第十四条

(mm) 第十四条

(nn) 第十四条

(oo) 第十四条

(pp) 第十四条

(qq) 第十四条

(rr) 第十四条

(ss) 第十四条

(tt) 第十四条

(uu) 第十四条

(vv) 第十四条

(ww) 第十四条

(xx) 第十四条

(yy) 第十四条

(zz) 第十四条

(aa) 第十四条

(bb) 第十四条

(cc) 第十四条

(dd) 第十四条

(ee) 第十四条

(ff) 第十四条

(gg) 第十四条

(hh) 第十四条

(ii) 第十四条

(jj) 第十四条

(kk) 第十四条

(ll) 第十四条

(mm) 第十四条

(nn) 第十四条

(oo) 第十四条

(pp) 第十四条

(qq) 第十四条

(rr) 第十四条

(ss) 第十四条

(tt) 第十四条

(uu) 第十四条

(vv) 第十四条

(ww) 第十四条

(xx) 第十四条

(yy) 第十四条



(5) 領事官は、派遣国の文化、藝術、學術、商業、職業及び教育に関する利益を助長することができる。

第六部 遺産及び財産の移転

第十八条

(1) 派遣国の国民が接受國の領域内で死亡した場合において、その死亡した領域内に法定相続人又は遺言執行者がないときは、接受國の関係地方当局は、できる限りすみやかに、派遣國の領事官に通報するものとする。

(2) 派遣國の領事官は、関係司法当局の裁量の範囲内において、かつ、その時及びその場所で現に適用がある接受國の法令に基づき許容される場合において、次のことを行なうことができる。

(3) 死亡した派遣國の国民が法定相続人又は動産である遺産の管理のため指名した遺言執行者を接受国内に有しない場合に、その死亡した国民の遺産である動産を一時的に保管すること。ただし、その一時の保管は、管理者が正當に任命されたときは、その管理者に引き継がれるものとする。

(4) 死亡した派遣國の国民であつて、その死亡の時に接受国内に居住しておらず、遺言執行者を有せず、かつ、接受国内に法定相続人を有しないものの遺産を管理すること。ただし、その遺産を管理することを認められる場合にも、他に管理者が任命さ

なわれるものであるときは、いつでも、その事務を遂行することができる。

(5) 領事官は、派遣國の文化、藝術、學術、商業、職業及び教育に関する利益を助長することができる。

#### 第六部 遺産及び財産の移転

##### 第十八条

(1) 派遣國の国民が接受國の港に入ることができるいかななる場所をも含む)に入るとときは、その船舶の長及び乗組員は、その港が所在する場所を管轄する領事官と通信し、及び、接受國の出入國管理法令に従うことを条件として、その領事官を訪問することを許される。領事官は、この条約により認められる任務を遂行するため、希望するときは、自己の指揮下にある一人又は二人以上の領事官又は領事館職員を伴い、船舶が検疫済証を受けた後に、その船舶に乗り込むことができる。

(2) 領事官は、前記の任務の遂行に關連するいかなる事項についても、接受國の当局の援助を要請することができ、接受國の当局は、個別の理由がない限り、必要な援助を与えるなければならない。

(3) 領事官は、派遣國の船舶關係法を実施するための措置を執ることができる。

(4) 領事官は、必要があるときは、船舶の長、乗組員又は旅客の送還及び病院における治療に關してあつせんすることができる。

(1) 領事官は、船舶の長及び乗組員を尋問し、その船舶の書類を検査し、その船舶の航行及び目的地に關する陳述を行なわせ、並びに、一般に、その船舶の入港及び出港について便宜を与えることができる。ただし、領事官は、税關貨物取扱人又は船舶会社代理人を利用

(2) 接受國の行政當局は、領事官の要請又は同意がある場合を除くほか、船舶の内部管理に關するいかなる事項にも関与してはならない。ただし、接受國の司法當局は、船舶の長とその乗組員との間の賃金及び労務契約に關する紛争

(3) 平和及び秩序の維持又は公衆の衛生若しくは安全のために行なう場合を除くほか、船舶内で起つた問題に關与すること。

(4) 接受國の港又は水域内にある船舶上で行なわれた犯罪又は違反に關し、その犯罪又は違反が重大な性質のもの又は港の静穏に影響を及ぼすものである場合及びその犯罪又は違反が乗組員(接受國の國民である乗組員を除く)以外の者により又はその者に対して行なわれたものである場合を除くほか、訴追を行なうこと。接受國の港又は水域内にある船舶上で行なわれた公衆衛生、税關又は出入國管理に關

れたときは、その領事官は、この管轄をこれに引き継ぐものとする。

(c) 接受國内にある遺産に関する派遺國の國民の利益を、その國民が接受國內に居住していないことを条件として、その國民が他の方法で代表されていない限り、代表すること。ただし、この規定は、領事官に対し、弁護士として行動することを許すものではない。

(d) 領事官は、接受國の法令によつて禁止されない限り、派遺國の国民で接受國內に居住していないものに送付するため、その國民が他の者の死亡により受領する権利を有する金錢又は財產(遺産の取引分、労働者災害補償關係法令、恩給制度及び、一般に、社会福祉に関する制度に基づく支払並びに保險証券の収益を含む)を、裁判所、公の機關又は公の機関又は配分を行なう者、領事官は、この条約により認められた任務を遂行するため、希望するときは、自己の指揮下にある一人又は二人以上の領事官又は領事館職員を伴い、船舶が検疫済証を受けた後に、その船舶に乗り込むことができる。

(1) 船舶が接受國の港(船舶が入ることができるいかななる場所をも含む)に入るとときは、その船舶の長及び乗組員は、その港が所在する場所を管轄する領事官と通信し、及び、接受國の出入國管理法令に従うことを条件として、その領事官を訪問することを許される。領事官は、この条約により認められる任務を遂行するため、希望するときは、自己の指揮下にある一人又は二人以上の領事官又は領事館職員を伴い、船舶が検疫済証を受けた後に、その船舶に乗り込むことができる。

(2) 接受國の行政當局が、領事官の要請又は同意がある場合を除くほか、次のことを行なつてはならないこととは、両締約國の共通の長又は乗組員とともに地方の行政當局及び司法當局に出頭し、並びに、必要な場合に船舶の長又は乗組員と前記の當局との間の問題を行使しないときは、船舶の長と乗組員との間の紛争(賃金及び労務契約に關する紛争を含む)の解決について派遺國の法令に従つて決定し又はあつせんし、船舶の長及び乗組員の雇用及び解雇に關してあつせんし、並びに船舶上の秩序及び紀律の維持のための措置を執ることができます。

(3) 接受國の行政當局が、領事官の要請又は同意がある場合を除くほか、次のことを行なつてはならないことは、両締約國の共通の意思である。もつとも、船舶が接受國の港若しくは水域内にあるときには、その船舶上で行なわれた犯罪若しくは違反を確認し、又はその港若しくは水域内にある各國の船舶若しくはその船舶上にある者及び財產に適用される接受國の法令を実施することについての接受國の行政當局及び司法當局の権利は、害されないものとする。

有する管轄權を行使することができる。行政當局及び司法當局は、規律違反のため船舶上で乗組員の拘禁が行なわれる場合において、その拘禁が派遺國の法令により適法であり、また、不當に過酷又は非人道的でない限り、これに干渉してはならない。

昭和三十九年五月二十九日　衆議院会議録第三十二号(その二)　日本国とアメリカ合衆国との間の領事條約の締結について承認を求める件

する接受国の法令に対する犯罪又は違反は、港の静穩に影響を及ぼす犯罪又は違反であるものとみなす。

(3) (2)の規定は、領海を通航する船舶の無害通航権を害するものと解してはならない。この権利に関しても、国際法の定めるところによる。

(4) 接受国の当局が、(2)に掲げる権利を行使するため、船舶上でいずれかの者を逮捕若しくは尋問し、いずれかの財産を押収し、又はなんらかの正式の取調べを行なおうとするときは、船舶の長又はこれに代わって行動するその他の職員は、領事官に通報する機会を与えるものとし、この通報する機会は、緊急事態のために不可能である場合を除くほか、領事官又はその指揮下にある領事館職員が、領事官の希望があれば、現場に立ち会うことができるだけの時間的余裕があるように、与えられなければならない。領事官は、自分が立ち会わざ又は代表されなかつた場合には、要請を行なうことにより、接受国の当局からどのような措置を執らなければならない。

(2) 領事官は、この条の規定によつて与えられる権利を行使するにあたり、できる限り迅速に行動しなければならない。

(1) 派遣国の船舶が接受国内において難破したときは、その難破が発生した場所を管轄する領事官は、関係がある接受国の当局から、その難破の発生についてできる限りすみやかに通報されるものとする。関係がある接受国の当局は、難破した船舶、船舶上にある者の生命及び貨物その他の船舶上の財産の保護のため、並びに船舶上における略奪又は秩序の紊乱の防止及び鎮圧のため、実行可能なすべての措置を執らなければならない。

(3) 接受国の当局は、また、船舶に屬し又はその貨物の一部をなす物品で船舶から分離されたものにも及ぼされるものとする。これらの措置は、また、船舶に属する港内の水域において航行上の危険を構成するときは、当該船舶が港の施設又は航行に対して与えるおそれのある損害を避けるため、その一部の留置には、適用しない。

(1) 領事官は、派遣国の港に向かういすれかの国の国旗を掲げる船舶

の必要と認めるいかなる措置をも執るよろに命ずることができる。

(4) 離破した船舶の所有者、その代理人、関係保険業者又はその船舶の長が接受国の法令の関係規定に従つて船舶を処分するための取決めを行なうことができない立場にあるときは、領事官は、所有者が不在でなければみずから行なうことができるはずである取決めと同様の取決めを所有者に代わつて行なう権限を与えられているものとみなす。

(5) 接受国の國旗以外のいすれかの国旗を掲げる難破した船舶に屬し若しくはその一部をなす物品又はこのような船舶の貨物に屬し若しくはその一部をなす物品が、接受国に海岸若しくはその付近で発見され、又は接受国の港に搬入されたときは、その物品が発見された場所又は搬入された港を管轄する領事官は、次の場合には、その物品の保管及び処分に関する所有者に対する取決めを所有者に代わつて行なう権限を与えていたるものとみなす。

(a) 当該船舶に属し又は当該船舶の一部をなす物品については、当該船舶が派遣国の船舶である、また、貨物についても、それが派遣国の国民の所有に属しており、かつ、当該船舶の所有者、その代理人、保険業者、又は当該船舶の長がいすれも前記の取決めを行なうことができない立場にある場合

## 第二十四部 最終規定

### 第二十五条

(1) 第九条(2)及び(4)、第十一條(1)(b)、(4)及び(6)、第十三條(1)、(2)及び(3)の規定に並びに第十四条(2)及び(3)の規定によつて与えられる特権及び免除

は、航空機についていうときは、航空機係法令をいい、「水域」とは、航空機についていうときは、接受国の領域をいうものと解するものとす

(2) この条約のいすれかの規定が、領事官に対し、なんらかの職務を遂行する権利を与えているいかなる場合においても、当該領事官がその権利行使する限度について決定を行なうのは派遣国であることが了解される。

(3) この条約のいきなる規定も、この条約により与えられている権利、免除又は特権を、この条約によりそれらの利益が与えられていく目的以外の目的のために、領事官又は領事館職員が利用することを許すものと解してはならない。領事官は、派遣国が領事事務の遂行に關して定める手数料を徴収することができる。

### 第二十七条

(1) この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、ワシントンで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換日の後三十日目の日に効力を生じ、五年間効力を存続する。

(2) この条約は、前記の五年の期間が満了する六箇月前に、一方の締約国が他方の締約国に対し、この条約を終了させる意思を通告しない限り、前記の期間が満了した後も、一方の締約国が他方の締約国に対して終了の通告を与えた日か

い。領事官は、接受国の法令に抵触しないその他の職務で、接受国において認められている領事官に與合しているもの又は接受国により異議を申し入れられていない行為であるものを遂行することを許される。

### 第二十六条

(1) 領事官が遂行することができる職務は、第十五条から第二十三条までに定めるものに限定されな



(私立学校法の一部改正)  
5 私立学校法(昭和二十四年法律  
第二百七十号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第一項第一号中「大学院」  
の下に「短期大学の学科」を加え  
る。

第三十条第一項第三号中「高等  
専門学校」を「短期大学及び高等  
専門学校」に改める。

(学校法人の寄附行為変更の経過  
措置)

6 この法律の施行の際学校法人の  
設置する旧法第百九条第一項の大  
学に現に置かれている学科の名称  
又は種類については、当該学校法

人は、できる限りすみやかに、寄  
附行為をもつて定めなければなら  
ない。この場合においては、寄附  
行為の変更につき、所轄官庁の認可  
を受けることを要しない。

(国民年金法の一部改正)

7 国民年金法(昭和三十四年法律  
第一百四十一号)の一部を次のように  
に改正する。

第七条第二項第八号中「同法第  
五十四条に規定する大学の夜間の  
学部」の下に「若しくは同法第六  
十九条の二第六項に規定する短期  
大学の夜間の学科」を加え、同号  
口中「これに相当する国立の学校」  
を「同法第六十九条の二第二項に

規定する短期大学並びにこれらに  
相当する国立の学校」に改める。

2 前項の保安統括者は、当該鉢山  
において鉢業の実施を統括管理す  
る者をもつて充てなければならない  
い。

従来暫定的な制度とされていた短  
期大学を恒久的な制度とすることに  
伴い、短期大学の目的を明らかにす  
ることともに、その学科組織を明確に  
定める等短期大学に関する規定を整  
備する必要がある。これが、この法  
律案を提出する理由である。

3 鉢業権者は、省令の定めるところ  
により、鉢山において、保安技  
術管理者、副保安技術管理者及び  
係員を選任しなければならない。

4 鉢業権者は、保安統括者、保安  
技術管理者、副保安技術管理者又  
は係員を選任したときは、省令の  
定めるところにより、これを鉢山  
保安監督局長又は鉢山保安監督部  
長に届け出なければならない。

5 第十三条の前の見出し及び同条第  
一項を削り、同条第二項中「保安管  
理者、副保安管理者」を「保安統括  
者、保安技術管理者、副保安技術管  
理者」に改め、同項を同条第一項と  
し、同条第三項中「保安管理者、副  
保安管理者」を「保安統括者、保安  
技術管理者、副保安技術管理者」に改  
め、同項を同条第二項とし、同条第  
四項を同条第三項とし、同項の次に  
次の一項を加える。

6 前条第四項の規定は、保安統括  
者、保安技術管理者、副保安技術  
管理又は係員を解任したときに  
適用する。

7 鉢山保安法(昭和二十四年法律第  
七十号)の一部を次のように改正す  
る。

鉢山保安法(昭和二十四年法律第  
七十号)の一部を次のように改正す  
る。

8 鉢山保安法(昭和二十四年法律第  
七十号)の一部を次のように改正す  
る。

9 前条の次に次の一条を加え  
る。

(保安統括者及び保安技術職員)  
10 第十二条の二 鉢業権者は、省令の  
定めるところにより、鉢山におい  
て、保安統括者を選任しなければ  
ならない。

11 第十三条第五項を削る。

12 第十四条を次のように改める。  
一人は、その鉢山の鉢山労働者の過  
半数の推せんにより選任しなけれ  
ばならない。

13 第十四条を次のように改める。  
保安統括者は、保安に関  
する事項を管理する。

ばならない。ただし、その推せん  
がないときは、この限りでない。

第十五条に次の二項を加える。  
4 保安監督員補佐員は、保安監督  
員を補佐する。

2 保安技術管理者は、保安統括者  
(保安統括者を選任しない鉢山に  
おいては鉢業権者。次項及び第四  
項並びに第十九条第一項、第三項  
及び第四項において同じ。)を補佐  
して、保安に関する技術的事項を  
管理する。

3 副保安技術管理者は、保安技術  
管理者(保安技術管理者を選任し  
ない鉢山においては保安に関する  
技術的事項に関する保安統括者)を  
補佐する。

4 第十二条の二第四項、第十三条  
において鉢業の実施を統括管理す  
る者をもつて充てなければならない  
い。

5 第十二条の二第四項、第十三条  
及び前条第五項の規定は、保安監  
督員及び保安監督員補佐員に準用  
する。

6 第十二条の二第四項、第十三条  
及び前条第五項の規定は、保安監  
督員補佐員は、保安監督員補佐員に準用  
する。

7 第十六条及び第十七条中「保安管  
理者、副保安管理者」を「保安統括  
者、保安技術管理者、副保安技術管  
理者、保安監督員及び保安監督員補  
佐員」に改める。

8 第十八条中「保安管理者、副保安  
管理者及び副保安技術管理者の指  
揮を受け、保安に関する技術的事  
項を分掌する。

9 第十九条第一項中「保安管理者(保  
安技術管理者及び係員の職務に關  
し必要な事項は、省令で定める。  
第十五条第三項を削り、同条第  
二項中「保安管理者、副保安管  
理者」を「保安統括者、保安技術  
管理者、副保安技術管理者」に改  
め、同項を同条第三項とし、同条第  
四項を同条第三項とし、同項の次に  
次の一項を加える。

10 第十九条第一項中「保安管理者(保  
安技術管理者及び係員の職務に關  
し必要な事項は、省令で定める。  
第十五条第三項を削り、同条第  
三項中「保安管理者」を「保安統括  
者」に改め、同条に次の一項を加え  
る。」を「保安統括者」に改め、同条  
第三項中「保安管理者」を「保安統括  
者」に改め、同条に次の一項を加え  
る。

11 第三十条中「第十二条、第十三条」  
を「第十二条から第十三条までに  
「保安技術職員」を「保安統括者、保  
安技術職員」に改める。



一項、第二項若しくは第三項を「第二項」に改め、「左側若しくは」を削り、「中央に寄るとき」の下に「同条第一項、第三項若しくは第四項の規定により道路の左側若しくは右側端に寄るとき」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

第二十条の付記中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第二十三条中「軌道法」の下に「大正十年法律第七十六号」を「第十四条」の下に「(同法第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ)」を加える。

「第三節 横断等の禁止」を「第三節 横断等」に改める。

第二十五条の付記中「第一百二十条第一項第二号」を「第一百十九条第一項第二号の二」に改める。

第三節中第二十五条を第二十五条の二とし、同条の前に次の二条を加える。

(横断の方法)

第二十五条 車両(軽車両及びトロリーバスを除く)は、右に横断するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、徐行しなければならない。

2 右に横断しようとする車両(軽車両及びトロリーバスを除く)が、前項の規定により、道路の中央に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をしたときは、その後方にある車両は、当該合図をした車両(軽車両及びトロリーバスを除く)の進行を妨げてはならない。

(罰則) 第一項については第百二十二条第二項第五号、第一百二十二条第二項については第百二十条第一項第二号、第一百二十二条

第二十六条に次の二条を加える。

2 車両は、進路を変更した場合にその変更した進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等(以下この項において「後車」という。)との間に当該車両が急に停止したときににおいても後車がこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を保つことができないこととなるときは、進路を変更してはならない。

第二十六条の付記中「第一百二十一項第五号」を「第一百二十二条第一項第二号」に改める。

第二十七条の見出し中「進路を譲り」の下に「(同条の前に次の一項を加える。)

三項第一号に掲げる特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車(以下「乗合自動車」という。)及びトロリーバスを除く。」を削り、「第十八条に規定する通行の優先順位(以下「優先順位」という。)が先である車両に追いつかれ、かつ、道路の中央」を除く。の進行を妨げてはならない。

(罰則) 第一項については第百二十二条第二項第五号、第一百二十二条第二項については第百二十条第一項第二号、第一百二十二条

第二十九条の付記中「第百二十二条第一項第二号」を「第百十九条第一項第二号の二」に改める。

第三十条を次のように改める。

(追越しを禁止する場所)

第三十条 車両は、次に掲げる道路の部分においては、他の車両(軽車両を除く)を追い越してはならない。

一 交差点、踏切、道路のまがりなど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂

が同じであるか又は低い車両に追いつかれ、かつ、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも、同様とする。

第二十八条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、前車が第二十五条第一項若しくは第三十四条第二項の規定により道路の中央に寄つて通行しているとき、又は同条第四項の規定により道路の右側端に寄つて通行しているとき、この限りでない。

(罰則) 第百十九条第一項第二号、同条第二項、第一百二十二条

第三十一条の付記中「第百二十二条第一項第二号」を「第百十九条第一項第二号の二」に改める。

第三十二条を次の一項を加える。

3 車両等の運転者は、故障その他理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなつたときは、直ちに非常信号を行なう等踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鐵道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとともに、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

第三十三条の付記中「第百十九条」を「第一項及び第二項については第百十九条」に改める。

第三十四条第二項中「第二種原動機付自転車」を「原動機付自転車」に

改め、同条第三項中「第一種原動機付自転車又は自転車又は」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「又は中央」を「中央又は右側端」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となつていてる道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あらかじめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側を通行しなければならない。

第三十四条の付記中「第三項」を「第四項」と、「第四項」を「第五項」に改める。

第三十五条の見出し中「先順位」を削り、同条第一項中「又は優先順位が先である車両」を削り、「当該車両等」を「当該路面電車」に改め、同条第三項中「優先順位が同じである」を削る。

第三十六条の見出し中「広い道路」を「優先道路等」に改め、同条第三項中「幅員が広い道路」を「優先道路又は幅員が広い道路」を「優先道路又は幅員が広い道路」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「幅員が広い道路」を「優先道路又は幅員が広い道路」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「その通行している道路」の下に「(優先道路を除く。)と文並する道路が優先道路であ

(優先道路を除く。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公安部委員会は、交通の円滑を図るため特に必要があると認めるときは、道路の区間を限り、当該道路の区間にについて優先道路の指定をすることができる。

第三十六条の付記中「第一項及び第二項」を「第二項及び第三項」に、「第一百二十条第一項第二号」を「第二号の二」に改める。

第三十九条中第二項を削り、第三项を第二項とする。

第四十一条第一項中「緊急自動車については」の下に「第十八条、第二十条第二項及び第三項、第二十五条第一項」を加え、「第三十条第一項」を「第三十条」に、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十九条」を「第十八条」に改める。

第四十二条の二第三項中「第一項及び第二項」を削り、同条第四項中「第十九条」を「第十八条」に改め、「及び第二項」の下に「第二十五条

第一項」を加え、「第三十条第二項」を「第三十一条」に、「第一項から第三百十九条第一項第二号」を「第四十四条第一号中「又は軌道敷内、坂の頂上附近、勾配の急な坂又はトンネル」に改める。同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げる。

第二号の次に次の一号を加える。

三 横断歩道の手前の側端から前面に五メートル以内の部分

第四十六条中「第一号及び第六号」を「第一号及び第七号」に改める。

第五十条第一項中「第四十四条第六号」を「第四十四条第七号」に改める。

第五十九条第二項中「又は軽自動車」を「軽自動車又は小型特殊自動車」に改める。

第六十四条中「第一百三十二条第二項」を「第九十条第三項又は第一百三十二条第二项若しくは第四项」に改める。

第六十五条の付記を次のように改める。

(罰則) 第百十七条の二第一号)

第六十七条第一項中「運転免許証」の下に「又は第一百七条の二の国際運転免許証」を加える。

第七十二条の付記を次のように改める。

|   |
|---|
| 第七十二条の付記中「第一項については第百十七条、」を「第一項前段については第百十七条、第百十七条の二第二号 第一項後段については第百十九条四号までに改める。」   |
| 第七十五条第一項中「受けなければ」を「受けている者(第百七条の二)の規定により国際運転免許証で自動車又は原動機付自転車を運転することができる」と改める。  |
| 第八十五条第一項の表中「特殊自動車免許」に、「軽自動車 軽免許」に改める。   |
| 第八十五条第二項の表を次のよう改める。   |
| 第一種免許の種類 運転する<br>大型免許 普通自動車<br>普通免許 自動車及び<br>白動三輪車<br>大型特殊免許 動機付自転車<br>三輪免許 軽自動車<br>二輪免許 軽自動車<br>輕免許 小型特殊自動車<br>第一種原動車<br>第一種原付免許 |

|                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| <p>かができる自動車等の種類</p> <p>改める。</p> | <p>「<u>特殊免許</u>」を「<u>大型特殊自動車</u>」<u>大</u><br/> <u>「<u>軽自動車</u> 軽免許</u></p> <p>」を<br/> <u>「<u>小型特殊自動車</u> 小型特殊免許</u></p> | <p>「<u>自動車三輪車、軽自動車、小型特殊自動機付自転車</u>」<u>大</u><br/> <u>「<u>特殊自動車</u>、<u>小型特殊自動車及び原動機付自転車</u>」<u>大</u><br/> <u>「<u>特殊自動車及び原動機付自転車</u>」<u>大</u><br/> <u>「<u>特殊自動車及び原動機付自転車</u>」<u>大</u></u></u></u></p> |
|---------------------------------|---|--|



関する次条第一項の聽聞を終了している場合を除き、すみやかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に総理府令で定める処分移送通知書を送付しなければならぬ。

管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、すみやかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

に、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

(第三百十九号) 第二条第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。)に上陸した日から起算して一年間、当該国際運転免許証で運転することができる」とこととされている自動車等と運転することができる。

疑う理由があるとき)に限る。)は、  
臨時に適性検査を行なうことがで  
きる。この場合において、公安委  
員会は、あらかじめ、適性検査を  
行なう期日、場所その他必要な事

前項の処分移送通知書が当該公  
安委員会に送付されたときは、当  
該公安委員会は、その者、第八

7 前項の通知を受けた公安委員会は、第二項又は第四項の規定により免許の効力の停止を受けた者の免許証に当該処分に係る事項を記

第百四条第一項前段中「停止しよ  
うとするとき」の下に、「又は同条第  
三項（同条第五項において準用する  
場合を含む。）の処分移送通知書の送  
付を受けたとき」を加え、同条第四

において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

**5** 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止しよ  
うとする場合について準用する。

第百六条中「第一百三条第一項若しくは第二項」を「第九十条第三項若しくは第三百三条第一項、第二項若しくは第四項」に改める。

第一百七条第二項を次のように改める。

2 免許を受けた者は、免許の効力が停止されたときは、すみやか

（出入国管理令（昭和二十六年政令第百七条の二）道路交通に関する条約（以下「条約」という。）第二十四条第一項の運転免許証（第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。）を所持する者は、同条附屬書十に定める様式に合致したもの（以下「国際運転免許証」という。）を所持する者（第百七条の五第一項の規定により、又は同条第八項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止されている者を除く。）は、第六十四条の規定にかかわらず、本邦

(罰則) 前段については第一百二十一一条第一項第十一号、同条第二項、後段については第一百二十条第一項第九号)

(臨時適性検査)

第一百七条の四 公安委員会は、国際運転免許証を所持する者について、当該国際運転免許証に係る発給の条件が満たされなくなつたと疑う理由があるとき(その者が第八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者となり、又は第八百三十三条第二項第一号に該当することとなつたと

該当する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、一年をこえない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証に係る自動車等の運転を禁止することができる。

(国際運転免許証を所持する者の自動車等の運転) び国外運転免許証

(罰則) 前段については第一百二十一一条第一項第十号、同条第二項、後段については第一百二十条第一項第九号

(自動車等の運転禁止等)  
十二条

(以下「国際運転免許証」という。)を所持する者(第二百七条の五第一項の規定により、又は同条第八項において準用する第二百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止されている者を除く。)は、第六十四条の規定にかかわらず、本邦

運転免許証を所持する者について、当該国際運転免許証に係る発給の条件が満たされなくなつたと疑う理由があるとき（その者が第八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者となり、又は百三十三条第二項第一号に該当することとなつたと

年をこえない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証に係る自動車等の運転を禁止することができる。

若しくは第四号のいずれかに該当する者になつたとき、又は同項第三号に該当するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたときに限る。」  
二、自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反したとき。  
第二百三十三条第八項の規定は、前項の規定又は第八項において準用する第二百三十三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止を受けた者に免許の効力の停止の期間」とある。この場合において、同条第八項後段中「その者の運転車等の運転の禁止の期間」と読み替えるものとする。

り免許を取り消し、又は免許の効力を停止する」とあるのは、「第百三條第四項において準用する第七条の五第一項の規定により、又は同条第八項において準用する第一百三條第四項の規定により自動車等の運転を禁止する」と読み替えるものとする。

4 國際運転免許証を所持する者は、第一項の規定により、又は第八項において準用する第一百三條第四項の規定により自動車等の運転を禁止されたときは、すみやかに、國際運転免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

5 前項の規定により國際運転免許証の提出を受けた公安委員会は、当該処分の期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該國際運転免許証を返還しなければならない。

6 第一項の規定により、又は第八項において準用する第一百三條第四項の規定により自動車等の運転を禁止された者は、当該処分の期間中に本邦から出国した後に再び本邦に上陸したときは、すみやかに、國際運転免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

7 公安委員会は、第一項の規定により、若しくは次項において準用する第百三条第四項の規定により二項において準用する第百三条第八項の規定により期間を短縮したときは、總理府令で定めるところにより、当該処分に係る者の国際運転免許証に当該処分に係る事項を記載しなければならない。

(罰則 第四項及び第六項につ  
いては第百二十二条第一項第九  
号)

(自動車等の運転禁止の報告)

第百七条の六 公安委員会は、前条  
第一項の規定により、又は同条第  
八項において準用する第百三条第  
四項の規定により自動車等の運転  
を禁止したときは、総理府令で定  
める事項を国家公安委員会に報告  
しなければならない。

(国外運転免許証の交付)

第百七条の七 免許（三輪免許、輕  
免許、小型特殊免許、第一種原付  
免許、第二種原付免許及び仮免許  
を除く。）を現に受けている者（第  
九十条第三項又は第百三条第二項  
若しくは第四項の規定により免許  
の効力が停止されている者を除  
く。）は、總理府令で定める区分に  
従い、当該免許で運転することが  
できることとされている自動車等  
に対応する条約附屬書十に規定す  
る自動車等に係る条約第二十四条  
第一項の運転免許証で公安委員会  
が発給するもの（以下「国外運転免  
許証」という。）の交付を受けるこ  
とができる。

証する書面を添えて、総理府令で定める様式の交付申請書を提出しなければならない。

3 公安委員会は、前項の申請があつたときは、運転することができると自動車等の種類を指定し、かつ、その旨を記載して当該国外運転免許証を交付するものとする。

4 前三項に規定するもののほか、国外運転免許証の様式その他国外運転免許証の交付について必要な事項は、總理府令で定める。

(国外運転免許証の有効期間)

第百七条の八 国外運転免許証の有効期間は、当該国外運転免許証の発給の日から起算して一年とする。

(国外運転免許証の失効)

第百七条の九 国外運転免許証は、当該国外運転免許証に係る免許が失効し、又は取り消されたときは、その効力を失う。

2 国外運転免許証は、当該国外運転免許証に係る免許の効力が停止されたときは、当該停止の期間、その効力が停止されるものとする。

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 国外運転免許証の交付を受けた者は、当該国外運転免許証の有効期間が満了し、又は当該国外運転免許証が失効したとき



(横断の方針)第一項に、「第二項若しくは第三項」を「第二項、第三項若しくは第四項」に改め、同項第九号中「又は第百七条」を「、第百七条」に改め、「免許証の返納等」第一項の下に「若しくは第二項、第百七条の五(自動車等の運転禁止等)第四項若しくは第六項又は第百七条の十(国外運転免許証の返納等)第一項若しくは第二項」を加え、同項第十号中「第一項」の下に「又は第百七条の三(国際運転免許証の携帯及び提示義務)前段」を加える。

附  
則

(同項第九号中〔(第百七条の二)国際運転免許証の携帯及び提示義務〕後段において準用する場合を含む。)を加える部分及び同項第十五号中〔免許証、国外運転免許証又は国際運転免許証を〕に改める部分に限る。」及び第百二十二条第一項第十号の改正規定は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

この法律の施行の日から条約が日本国について効力を生ずるまでの間は、改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第百十七条の二第三号中「偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者」とあるのは「偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者」と、新法第百十九条第一項第十五号中「、第百二条(臨時適性検査)第三項又は第百七条の四(臨時適性検査)第三項において準用する場合を含む。」とあるのは「又は第百二条(臨時適性検査)第三項又は第百七条の四(臨時適性検査)第三項において準用する場合を含む。」と、新法第百二十一条(運転の禁止等)第四項若しくは第五項又は第百七条の十(国外運転免許証の返納等)第一項若しくは第二項、第百七条の五(自動車等の運転の禁止等)第一項若しくは第六項又は第百七条の二(運転の禁止等)第一項若しくは第二項」とあるのは「又は第百七条の十(国外運転免許証の返納等)第一項若しくは第六項又は第百七条の五(自動車等の運転の禁止等)第一項若しくは第六項」とある。

部を改正する法律  
(免許証の返納)

免許証の返納等)第一項若しくは「第二項」とする。

この法律の施行の際現に改正前  
の道路交通法(以下「旧法」とい  
う。)の規定により特殊自動車免許  
計、軽自動車免許又は特殊自動車  
第二種免許を受けている者は、そ  
れぞれ次の各号に定める区分によ  
り、新法の相当規定による大型特  
殊自動車免許、軽自動車免許、小  
型特殊自動車免許、第一種原動機付  
車免許、第二種原動機付車免許又  
は大型特殊自動車第二種免許を受  
けたものとみなし、その者が旧法  
の規定により交付を受けた運転免  
許又は大型特殊自動車免許又は大  
型特殊自動車免許の区分に従い、  
新法の相当規定により交付を受け  
た運転免許は、それぞれの運  
転免許とみなす。この場合において、当  
規定により交付を受けた運転免  
許の有効期間は、旧法  
の規定による有効期間とする。  
一 特殊自動車免許については、  
大型特殊自動車免許  
二 軽自動車免許(次号から第五  
号までに掲げるものを除く。)に  
つては、軽自動車免許及び小  
型特殊自動車免許

三 軽自動車免許で旧法第九十  
一条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車及び  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自

## 動車免許及び第二種原動機付自転車免許

四 懸自動車免許及び第二種原動機付自転車免許

五 軽自動車免許で旧法第九十一條の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

六 特殊自動車第二種免許について、大型特殊自動車免許

前項の場合において、旧法の規定により公安委員会が運転免許について付した自動車等の種類の限度（前項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）又は当該運転免許について付した条件で現にその効力を有するものは、それをおさへて新法の相当規定により公安委員会が当該運転免許について付した自動車等の種類の限度又は当該運転免許について付した条件とみなす。

この法律の施行の際現に旧法の規定による特殊自動車免許、軽自動車免許又は特殊自動車第二種免

許の運転免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者については、それぞれ次の

許の運転免許に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者については、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定による大型特殊自動車免許、軽自動車免許、小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許又は大型特殊自動車第二種免許の運転免許試験に合格した者とみなす。

一 特殊自動車免許については、  
大型特殊自動車免許

二 軽自動車免許（次号から第五号までに掲げるものを除く。）については、軽自動車免許及び小型特殊自動車免許

三 軽自動車免許で旧法第九十一條の規定により運転することができる自動車等の種類を新法の規定による小型特殊自動車及び原動機付自転車に限定すべきものについては、小型特殊自動車免許及び第二種原動機付自転車免許

四 軽自動車免許で旧法第九十一條の規定により運転することができる自動車等の種類を新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定すべきものについては、小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

五 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類を新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定すべきものについては、小型  
特殊自動車免許

六 特殊自動車第二種免許につい  
ては、大型特殊自動車第二種免  
許

7 この法律の施行の際、旧法第九  
十条第一項たゞし書の規定により  
公安委員会がした運転免許の拒否  
又は保留で現にその効力を有する  
ものは、新法第九十条第一項ただ  
し書の規定により公安委員会がし  
た運転免許の拒否又は保留とみな  
す。この場合において、保留の期  
間については、同項の規定にかか  
わらず、なお従前の例によるもの  
とし、その期間は、旧法第九十条  
第一項たゞし書の規定により当該  
保留がされた日から起算するもの  
とする。

8 この法律の施行の際、旧法第九  
十条第一項たゞし書の規定により  
運転免許を拒否されてから一年を  
経過していない者又は同項たゞ  
し書の規定により現に運転免許を保  
留されている者については、新法  
第八十八条第一項第五号の規定  
は、適用しない。

9 この法律の施行前に運転免許を  
受けた者については、新法第九十  
三条第三項の規定は、適用しない。  
10 この法律の施行前に運転免許の  
効力の停止を受けた者に係る運転  
免許の提出及び保管について  
は、新法第一百七十二条の規定に  
かかるらず、なお従前の例によ  
る。

11 この法律の施行の際、旧法の規  
定により公安委員会に対しても  
規定により公安委員会に対しても  
規定による旧法の規定による特殊自  
動車免許、軽自動車免許又は特殊  
自動車第二種免許に係る申請、届  
出その他の手続は、それぞれ次の  
各号に定める区分により、新法の  
相当規定により公安委員会に対し  
てされた手続とみなす。

12 この法律の施行の際、旧法の規  
定により公安委員会がした旧法の  
特殊自動車免許、軽自動車免許又  
は特殊自動車第二種免許の取消し  
若しくは停止その他の処分で現に  
その効力を有するものは、それぞ  
れ次の各号に定める区分により、  
新法の相当規定により大型特殊自  
動車免許、軽自動車免許、小型特  
殊自動車免許、第一種原動機付自  
転車免許、第二種原動機付自転車  
免許又は大型特殊自動車第二種免  
許について公安委員会がした処分  
とみなす。この場合において、當  
該処分に期間が定められていると  
きは、その期間は、旧法の規定に  
より当該処分がされた日から起算  
するものとする。

13 新法第九十条第一項たゞし書及  
び第三項並びに第一百三条第二項第  
二号の規定の適用については、自  
動車及び原動機付自転車の運転に  
関し旧法若しくは旧法に基づく命  
令の規定又は旧法に基づく処分に  
違反した者は、新法の相当規定又  
はこれに基づく処分にそれぞれ違  
反した者とみなす。

14 この法律の施行の際現に旧法第  
八十八条第一項第二号、第三号若  
しくは第四号又は旧法第一百三条第

一 特殊自動車免許については、  
大型特殊自動車免許

二 軽自動車免許については、軽  
自動車免許及び小型特殊自動車  
免許

三 特殊自動車第二種免許につい  
ては、大型特殊自動車第二種免  
許

4 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第二種原動機付自  
転車免許

5 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第一種原動機付自  
転車免許

6 特殊自動車第二種免許につい  
ては、大型特殊自動車第二種免  
許

7 この法律の施行の際、旧法の規  
定により運転することができる自  
動車等の種類が新法の規定によ  
り運転することが可能となるもの  
については、軽自動車免許及び小  
型特殊自動車免許

8 この法律の施行の際、旧法の規  
定により運転することができる自  
動車等の種類が新法の規定によ  
り運転することが可能となるもの  
については、軽自動車免許及び小  
型特殊自動車免許

9 この法律の施行の際、旧法の規  
定により運転することができる自  
動車等の種類が新法の規定によ  
り運転することが可能となるもの  
については、軽自動車免許及び小  
型特殊自動車免許

10 この法律の施行の際、旧法の規  
定により運転することができる自  
動車等の種類が新法の規定によ  
り運転することが可能となるもの  
については、軽自動車免許及び小  
型特殊自動車免許

11 この法律の施行の際、旧法の規  
定により運転することができる自  
動車等の種類が新法の規定によ  
り運転することが可能となるもの  
については、軽自動車免許及び小  
型特殊自動車免許

12 この法律の施行の際、旧法の規  
定により運転することができる自  
動車等の種類が新法の規定によ  
り運転することが可能となるもの  
については、軽自動車免許及び小  
型特殊自動車免許

13 新法第九十条第一項たゞし書及  
び第三項並びに第一百三条第二項第  
二号の規定の適用については、自  
動車及び原動機付自転車の運転に  
関し旧法若しくは旧法に基づく命  
令の規定又は旧法に基づく処分に  
違反した者は、新法の相当規定又  
はこれに基づく処分にそれぞれ違  
反した者とみなす。

14 この法律の施行の際現に旧法第  
八十八条第一項第二号、第三号若  
しくは第四号又は旧法第一百三条第

一 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第二種原動機付自  
転車免許

2 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第一種原動機付自  
転車免許

3 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第一種原動機付自  
転車免許

4 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第一種原動機付自  
転車免許

5 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第一種原動機付自  
転車免許

6 特殊自動車第二種免許につい  
ては、大型特殊自動車第二種免  
許

7 この法律の施行の際現に旧法第  
八十八条第一項第二号、第三号若  
しくは第四号又は旧法第一百三条第

一 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第二種原動機付自  
転車免許

2 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第一種原動機付自  
転車免許

3 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第一種原動機付自  
転車免許

4 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第一種原動機付自  
転車免許

5 軽自動車免許で旧法第九十一  
条の規定により運転することが  
できる自動車等の種類が新法の  
規定による小型特殊自動車に限  
定されているものについては、  
原動機付自転車に限定されてい  
るものについては、小型特殊自  
動車免許及び第一種原動機付自  
転車免許

6 特殊自動車第二種免許につい  
ては、大型特殊自動車第二種免  
許

7 この法律の施行の際現に旧法第  
八十八条第一項第二号、第三号若  
しくは第四号又は旧法第一百三条第

二項各号のいずれかに該当する者で同条第一項又は第二項の規定による運転免許の取消し又は効力の停止を受けていないものに係る当事由を理由とする運転免許の取消し又は効力の停止については、

新法第三百三十三条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

15 前項の規定により運転免許の効力の停止を受けた者に係る講習及び運転免許の停止の期間の短縮については、新法第三百三十三条第八項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

16 この法律の施行の際に旧法第三百三十三条の規定による講習を終了していない者に係る講習及び同項後段の規定による期間の短縮については、新法第三百三十三条第八項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

17 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

18 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第八百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第九十条第一項」を「第九十条第一項若しくは第三項」に、「又は第八条」を「、第八百八条」に定めるところによる。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(定義)

条の五第一項第二号又は第八百八条に改める。

一 車両 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八百五十五号)第一条第二項及び第三項に規定する自動車及び原動機付自転車を

いい、これらとともに輸入されるこれらの部分品並びに通常の附屬品及び備品を含む。

二 保証団体 第七条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた者をいう。

三 一時輸入書類 本邦に輸入される車両又は車両修理用の部分品に課される關稅及び物品税を保証するため、條約及びこの法律の定めるところに従い、保証團体が直接に又は條約の他の締結等の特例に関する法律

自家用自動車の一時輸入に関する通關条約の実施に伴う關稅法(以下「通關条約」という。)を実施するた

第一条 この法律は、自家用自動車の一時輸入に関する通關条約(以下「條約」という。)を実施するた

め、關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)、關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)、物品稅法(昭和三十七年法律第四十八号)及び國稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

四 自家用 条約第二条の規定の適用を受けた車両を輸入した者が、その個人的な使用に供することをいい、有償又は無償で商業上又は商業上の運送の用に供することは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

18 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

19 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

20 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

21 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

22 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

23 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

(車両等の輸入手続)  
第三条 条約第二条又は第四条の規定により關稅及び物品税(以下「輸入税」という。)の免除を受けて輸入する車両又は車両修理用の部分品を輸入しようとする者は、政令で定め

るところにより、当該物品に係る輸入税の徴収するところにより、当該物品に係る輸入税を、免稅車両の認証を受け、その認証を受けたことを示す書類を当該一時輸入書類に添えて、税關に提出しなければならない。

(輸入税の徴収)

第四条 条約第二条又は第四条の規定により輸入税の免除を受けて輸入された車両(以下「免稅車両」という。)又は車両修理用の部分品(以下「免稅部分品」という。)が、

当該物品の輸入をした者(以下「免稅車両等輸入者」という。)又は條約第十二条又は第四条の規定の適用を受けることができるものをいう。

第五条 条約第二条の規定の適用を受ける車両を輸入した者が、その個人的な使用に供することをいい、有償又は無償で商業上又は商業上の運送の用に供することは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

24 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

25 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

26 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

27 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

28 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

29 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

30 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

第三者から譲り受けた者は、免稅車両等輸入者又は第三者と連帶して当該物品に係る輸入税を納付する義務を負う。この場合における輸入税の徴収については、前項の規定を準用する。

3 免稅車両又は免稅部分品が、当該物品に係る一時輸入書類の有効期間内に輸出されないとときは、当該物品に係る輸入税を、免稅車両等輸入者又は保証團体から、直ちに又は條約の規定に従い徴収する。

4 前三項の規定による關稅の徴収については、關稅徴収の例によること。

5 第一項から第三項までの規定による輸入税の徴収は、當該徴収に係る免稅車両又は免稅部分品の輸入地を準じて輸入税の徴収する税關長が行なう。(輸入税の輕減等)

第六条 免稅車両又は免稅部分品につき前条第一項から第三項までの規定により輸入税を徴収することとなる場合において、當該物品が事故により著しく損傷したものであるときは、政令で定めるところ

24 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

25 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

26 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

27 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

28 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

29 ことは、當該輸入書類の有効期間内に、該用

第四条2に規定する取り替えられ



なお、本法は、公布の日から施行する。

## 二 議案の可決理由

本案は、アジア経済研究所の業務の円滑な遂行を図る措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年五月二十六日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

一 議案の要旨及び目的  
電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
現行電子工業振興臨時措置法

は、電子工業の振興によつて諸産業の設備近代化や国民生活の向上に資する目的をもつて制定され、本法の施行によつて、わが国電子工業は目ざましい発展を遂げたが、現在なお、特に産業用電子機器が技術水準及び生産性の両面において、歐米先進国に比し遜色があり、技術革新の急速な進展と品質の向上の世界的趨勢に遅れをとらぬためには、さらに現行法の措置を続行する必要があるという理由に基づいて、「施行の日(昭和三十二年六月十一日)から七年以内」となつている法律の有効期限を昭和四十六年三月三十日までに延長しようとするものである。

## 二 議案の可決理由

本案は、電子工業の一層の振興を図り、もつて、わが国産業技術及び国民生活の向上に寄与する措

置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案は、漁業災害補償法案(内閣提出)に

昭和三十九年五月二十六日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

一 議案の要旨及び目的  
漁業災害補償法案(内閣提出)に

右報告する。

昭和三十九年五月二十六日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

一 議案の要旨及び目的  
漁業災害補償法案(内閣提出)に

右報告する。

昭和三十九年五月二十六日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

一 議案の要旨及び目的  
漁業災害補償法案(内閣提出)に

右報告する。

昭和三十九年五月二十六日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

一 議案の要旨及び目的  
漁業災害補償法案(内閣提出)に

右報告する。

昭和三十九年五月二十六日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

一 議案の要旨及び目的  
漁業災害補償法案(内閣提出)に

右報告する。

昭和三十九年五月二十六日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

一 議案の要旨及び目的  
漁業災害補償法案(内閣提出)に

右報告する。

2 漁業共済組合の行なう漁業共済事業は、漁獲共済、養殖共済及び漁具共済の三種類とし、その概要は次のとおりである。

(1) 漁獲共済は、海況の変化、その他の事由により中小漁業者の漁獲金額が減少した場合に、その損失について共済金を交付する事業とする。

(2) 養殖共済は、養殖業を営む者が養殖中の水産動植物又は養殖の用に供する施設の流失、損壊等により受けた損害について共済金を交付する事業とする。

(3) 漁具共済は、中小漁業者が漁業の操業中に漁網等の損壊等により受けた損害について共済金を交付する事業とする。

3 漁業共済團体に係る共済金又は再共済金の支払を円滑にするため、政府、都道府県及び漁業共済事業及び再共済事業により、漁業協同組合等の系統組織を基礎とする漁業共済團体が行なう共済事業に係る共済金又は再共済金の支払を円滑にするため、政府、都道府県及び漁業共済團体が行なう共済金を設置する。

4 国は、漁業共済團体の事務費及び小規模な漁業者の純共済基金の一部を補助する。

5 政府は、今後における中小漁業者の漁業事情の推移と漁業共済実施の状況に応じ、本漁業灾害補償制度の共済掛金率、共済責任の負担区分等に因し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 前各号に掲げるもののほか、共済契約の締結に関する事項そ

に資する上において妥当なものと認められるが、なお、異常災害等に対する本制度の運営をより円滑にするため、漁業共済團体の共済責任を保険する事業を政府の事業としてすみやかに実施するよう

に検討を行なう等の必要があると認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙とのおり附帯決議を附することに決した。

2 農林大臣は、模範共済規程例を定めることができる。

(共済掛金の支払)

第八十二条 組合と共済契約を締結した者(以下「共済契約者」といいう。)は、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の前日までに、組合に共済掛金の全額(次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額)を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の五日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、農林省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより組合が定めるその概算金額(次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額)により分割支払をする場合にあつては、これを支払わなければならない。

3 第二十三条 組合は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 漁業共済事業の細目に係る事項

二 共済掛金に関する事項

三 共済金額に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 ○漁業共済事業の実施の方法

六 前各号に掲げるもののほか、共済契約の締結に関する事項そ

の他農林省令で定める事項

2 農林大臣は、模範共済規程例を定めることができる。

(共済掛金の支払)

第八十二条 組合と共済契約を締結した者(以下「共済契約者」といいう。)は、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の前日までに、組合に共済掛金の全額(次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額)を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の五日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、農林省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより組合が定めるその概算金額(次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額)により分割支払をする場合にあつては、これを支払わなければならない。

3 第二十三条 組合は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 漁業共済事業の細目に係る事項

二 共済掛金に関する事項

三 共済金額に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 ○漁業共済事業の実施の方法

六 前各号に掲げるもののほか、共済契約の締結に関する事項そ

に資する上において妥当なものと認められるが、なお、異常災害等に対する本制度の運営をより円

滑にするため、漁業共済團体の共

済責任を保険する事業を政府の事業としてすみやかに実施するよう

に検討を行なう等の必要があると認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙との

おり附帯決議を附することに決した。

2 農林大臣は、模範共済規程例を定めることができる。

(共済掛金の支払)

第八十二条 組合と共済契約を締結した者(以下「共済契約者」といいう。)は、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の前日までに、組合に共済掛金の全額(次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額)を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の五日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、農林省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより組合が定めるその概算金額(次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額)により分割支払をする場合にあつては、これを支払わなければならない。

3 第二十三条 組合は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 漁業共済事業の細目に係る事項

二 共済掛金に関する事項

三 共済金額に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 ○漁業共済事業の実施の方法

六 前各号に掲げるもののほか、共済契約の締結に関する事項そ

に資する上において妥当なものと認められるが、なお、異常災害等に対する本制度の運営をより円

## 5 第一項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、当該共済契約は、その効力を失う。

(○及び事務費等)

## 第六百九十五条 國は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する漁具を共済目的として漁具共済に係る共済契約を締結している場合には当該漁具共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

第一 第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業又は同条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者

二 第百四条第三号に掲げる漁業に属する漁業又は同条第二号に掲げる漁業の規模が政令で定める一定の規模以下である、かつ、当該漁獲共済又は養殖共済への加入の円滑化等を図るために必要なと認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

2 國は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、漁業共済団体の事務費の一部を補助することができる。

## 3 國は、前項の規定による補助のほか、漁業共済団体が行なう事業の円滑な運営に支障を生じないよう適切な措置を講ずることに努めなければならない。

(○共済掛金に係る)

## (○補助金の交付の方法)

## 第六百九十六条 前条○の規定による共済契約者に対する補助金は、当該共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合に交付する。

2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てるため、連合会に交付することができる。

附 則  
(検討)

第二条 政府は、中小漁業者の漁業事情の推移並びに漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の実施の状況に応じ、この法律に基づく漁業災害補償の制度における共済掛金率、共済責任の負担区分○等に關し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の検討は、漁業共済団体の共済責任を保険する事業を政府の事業としてすみやかに実施することを目途として行なわなければならぬ。

〔別紙〕

漁業災害補償法案に対する附帯決議

政府は、左記事項について、検討

2 國は、前項の検討は、漁業共済団体の共済責任を保険する事業を政府の事業としてすみやかに実施することを目途として行なわなければならぬ。

## 一 兩三年中に政府の保険事業を実現すること。

## 二 本法施行前ににおいて、政府の委託に基づき実施された漁業共済事業の清算の結果、赤字が生じた場合には、國がその補てんを行ない、漁業共済団体にこの赤字を転嫁しないこと。

## 三 前号の清算事が完了した場合は、すみやかに任意共済(火災共済、厚生共済)を本法に基づく共済事業とすること。

## 四 中小漁業者から共済契約の締結の申込みがあつた場合において、当該共済契約を締結することが本事業に悪結果を及ぼすと明確に認められる者のみを締結拒否ができるような制度とすること。

## 五 共済掛金の補助率の引上げ及び漁業共済団体の事務費に対する補助金の増額を図るとともに無事故掛金割引を実施すること。

六 國の保険事業が実施されるまでの間ににおいて漁業共済団体の共済金の支払及び漁業共済基金の貸付金に不足を生じたときは、國の財政で措置すること。

七 不漁準備積立金制度について検討すること。

八 地方税及び印紙税については、これを免稅とすること。

## 昭和二十九年に現行肥料二法すなわち「臨時肥料需給安定法」および「疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法」を制定し、肥料

## 1 特定肥料の生産業者及び販売業者は、農林大臣及び通商産業大臣に取決めの締結の十五日前までに届け出なければならないこと。

## 2 特定肥料の生産業者及び販売業者は、農林大臣及び通商産業大臣に取決めの締結の十五日前までに届け出なければならないこと。

## 3 肥料の価格について取決めを締結することができるものとすること。

かかる国内需給の緩和の実情から現行肥料二法が本年八月以降失效するにあたり、從業行なつてきる。

## か一方がそれぞれ共同して特定肥料の価格について取決めを締結することができるものとすること。

## 1 特定肥料の生産業者及び販売業者は、農林大臣及び通商産業大臣に取決めの締結の十五日前までに届け出なければならないこと。

## 2 特定肥料の生産業者及び販売業者は、農林大臣及び通商産業大臣に取決めの締結の十五日前までに届け出なければならないこと。

## 3 肥料の価格について取決めを締結することができるものとすること。

かかる国内需給の緩和の実情から現行肥料二法が本年八月以降失效するにあたり、從業行なつてきる。

第一 肥料價格安定等臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

農業生産上の基礎資材としての肥料の重要性と輸出産業としての肥料工業の合理化に資するため、

肥料價格安定等臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

農業生産上の基礎資材としての肥料の重要性と輸出産業としての肥料工業の合理化に資するため、&lt;/

定めるもの（以下「硫安」といふ。）については、日本硫安輸出株式会社（以下「輸出会社」といふ。）以外の者は、輸出会社から譲り受けたものでなければ、硫安を輸出してはならないものとすること。

2 輸出会社は、硫安の譲受計画を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならないものと

ること。

3 輸出会社は、硫安の譲受計画を定め、通商産業大臣の承認を

受けなければならないものと

し、通商産業大臣はアンモニア系窒素肥料の需要見通しに基づいて、あらかじめ農林大臣の同意を得てその承認をするものとすること。

4 農林大臣及び通商産業大臣は、前項の需給見通しを定めたときは、これを関係者に対し通知するものとすること。

5 農林大臣及び通商産業大臣は、硫安の生産業者は、輸出会社に譲り渡すべき硫安に關し数量、取引方法その他の事項について、取決めを締結することができるものとすること。

6 硫安の生産業者は、取決めの締結の十五日前までに、これを通商産業大臣に届け出なければならないものとし、通商産業大臣は、その取決めが不适当と認めるときである等不適当と認めるときは、その取決めの変更を命じ又はその締結を禁止しなければならないものとすること。

第五 報告徵収及び立入検査

農林大臣及び通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、関係者から報告を求め又は立入検査をできるもの

とすること。

## 第六 その他

「独占禁止法」の適用除外、公正取引委員会との關係、輸出会社の業務及び監督につき所要の規定を設けるものとすること。

## 第七 附則

一 議案の可決理由

この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとすること。

## 二 議案の可決理由

農業生産上の重要な基礎資材としての肥料につき、肥料の価格の安定をはかるため、その取引を適正かつ円滑にするのに必要な措置を講じ、あわせて肥料の輸出を調整するため、その輸出体制を整備し、もつて農業及び肥料工業の健全な発展に資することは適切なものと認め、本案は、多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十九年五月二十七日

農林水産  
委員長 高見 三郎

〔別紙〕

衆議院議長船田中殿

通商産業大臣に届け出なければならないものとし、通商産業大臣は、その取決めが不适当と認めるときである等不適当と認めるときは、その取決めの変更を命じ又はその締結を禁止しなければならないものとすること。

政府は、現在農業のおかれている重要な地位を認識し農業基本法制度の趣旨に従い、農業の重要な生産資材である肥料については、農業生産の発展を旨として肥料工業の合理化を促進し、国内肥料供給を増大しその価格を低減するよう適切な措置を講

じ本法の運用に万遺憾なきを期すべきである。

## 土地収用法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における公共事業の著しい増大に伴う用地取得難を打開するため、収用委員会の機構、收用対象の範囲、收用手続等を整備し、公事事業を円滑かつ迅速に施行することを目的とするもので、主な内容は次の通りである。

## 二 議案の可決理由

公共事業量の増大に伴う円滑に収用等については、主務大臣の裁定を経ることなく、すべて收用委員会の裁決によるものとしたこと。

## 三 議案の可決理由

海面の埋立て等に伴う漁業権等の收用等を認めるものとしたこと。

## 四 議案の可決理由

公共用地の取得に関する特別措置法に規定されている土地物権調査の作成等に関する特別の措置を、土地収用法にとり入れるものとしたこと。

## 五 議案の可決理由

政令で定める都道府県においては、收用委員会に常勤の委員及び専任の職員をおくことができるものとしたほか、委員及び予備委員は、議会の議員等を兼ねることができないものとしたこと。

## 六 議案の可決理由

土地区画整理事業等臨時措置法案に対する附帯決議

昭和三十九年五月二十七日

建設委員長丹羽番四郎

〔別紙〕

衆議院議長船田中殿

通商産業大臣に届け出なければならないものとし、通商産業大臣は、その取決めが不适当と認めるときは、その取決めの変更を命じ又はその締結を禁止しなければならないものとすること。

政府は、現在農業のおかれている重要な地位を認識し農業基本法制度の趣旨に従い、農業の重要な生産資材である肥料については、農業生産の発展を旨として肥料工業の合理化を促進し、国内肥料供給を増大しその価格を低減するよう適切な措置を講

同程度の緊急性及び公共性のある事業で、政令で定めるものを特定公共事業にすることができるものとしたこと。

二 特定公共事業に係る収用委員会の緊急裁決は二月以内にしなければならないものとし、当該期間内に緊急裁決がなされないときは、建設大臣が代行裁決することができるみちを開いたこと。

## 七 附則

この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとすること。

## 八 附則

都市計画事業に係る土地等の収用等については、主務大臣の裁定を経ることなく、すべて收用委員会の裁決によるものとしたこと。

## 九 附則

海面の埋立て等に伴う漁業権等の收用等を認めるものとしたこと。

## 十 附則

公共用地の取得に関する特別措置法に規定されている土地物権調査の作成等に関する特別の措置を、土地収用法にとり入れるものとしたこと。

## 十一 附則

政令で定める都道府県においては、收用委員会に常勤の委員及び専任の職員をおくことができるものとしたほか、委員及び予備委員は、議会の議員等を兼ねなければならないものとしたこと。

## 十二 附則

土地区画整理事業等臨時措置法案に対する附帯決議

昭和三十九年五月二十七日

建設委員長丹羽番四郎

〔別紙〕

衆議院議長船田中殿

通商産業大臣に届け出なければならないものとし、通商産業大臣は、その取決めが不适当と認めるときは、その取決めの変更を命じ又はその締結を禁止しなければならないものとすること。

政府は、現在農業のおかれている重要な地位を認識し農業基本法制度の趣旨に従い、農業の重要な生産資材である肥料については、農業生産の発展を旨として肥料工業の合理化を促進し、国内肥料供給を増大しその価格を低減するよう適切な措置を講

収用者の生活再建についても、職業の斡旋、新たな漁場、換地等の確保について、総合的かつ具体的な方策を講ずること。

二 特定公共事業に係る緊急裁決に當たつては、収用委員会は期間内に、裁決をなすよう鋭意努力し、また建設大臣は、代行裁決に当たつては慎重を期し、乱用することのないよう留意すること。

## 十一 附則

この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとすること。

## 十二 附則

都市計画事業に係る土地等の収用等については、主務大臣の裁定を経ることなく、すべて收用委員会の裁決によるものとしたこと。

## 十三 附則

海面の埋立て等に伴う漁業権等の収用等を認めるものとしたこと。

## 十四 附則

公共用地の取得に関する特別措置法に規定されている土地物権調査の作成等に関する特別の措置を、土地収用法にとり入れるものとしたこと。

## 十五 附則

政令で定める都道府県においては、收用委員会に常勤の委員及び専任の職員をおくことができるものとしたほか、委員及び予備委員は、議会の議員等を兼ねなければならないものとしたこと。

## 十六 附則

土地区画整理事業等臨時措置法案に対する附帯決議

昭和三十九年五月二十七日

建設委員長丹羽番四郎

〔別紙〕

衆議院議長船田中殿

通商産業大臣に届け出なければならないものとし、通商産業大臣は、その取決めが不适当と認めるときは、その取決めの変更を命じ又はその締結を禁止しなければならないものとすること。

政府は、現在農業のおかれている重要な地位を認識し農業基本法制度の趣旨に従い、農業の重要な生産資材である肥料については、農業生産の発展を旨として肥料工業の合理化を促進し、国内肥料供給を増大しその価格を低減するよう適切な措置を講

なお、本条約は、批准書交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年間効力を存続し、その後



国内における取扱い、および条約に基づきわが国で發給する国際運転免許証についてはこれを国外運転免許証と呼び、その交付申請手続、有効期間等について所要の規定を定めるものとす

ること。  
2 最近の道路交通の実情にかんがみ、車両等の追越し、駐車等の規制その他車両等の交通方法を改めるとともに、運転免許制度の合理化を図るため、新たに小型特殊自動車を設けてその運転免許試験を簡略にするほか、運転免許の拒否または保留等について規定を整備すること。

3 道路交通事故犯のうち、交通事故発生時に負傷者の救護等を怠つた場合、酒酔い運転の禁止違反、ならびに不正手段等により運転免許証の交付を受けた者等に対する罰則を強化すること。

4 この法律の施行期日を公布の日から起算して三月を経過した日とし、その他法律施行に伴う必要な経過規定を定めるものとすること。

## 二 議案の可決理由

道路交通に関する条約への加入、ならびに最近の交通事情にかんがみ、車両等の交通方法を改めるとともに、罰則を強化しようとするとともに、本案の趣旨を妥当と認め、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して自由民主党、日本社会党、民主社会党の三

党共同提案にかかる別紙のこととき附帯決議を附すことに決した。右報告する。

昭和三十九年五月二十八日  
地方行政  
委員長 森田重次郎

衆議院議長船田中殿  
〔別紙〕

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近におけるわが国の交通事故の激増と交通事故の頻発の状況にかんがみ、政府は、本法の施行にあたり、とくに左の諸点についてすみやかに適切な対策を講ずべきである。

一 道路交通行政に関する総合的施策を迅速かつ強力に策定推進するため、警察庁、運輸省、建設省、通商産業省等交通に關係ある行政機関相互間の連絡調整を徹底すること。

二 道路交通に関する法体系を整備するとともに、法令における難解かつ多義的な表現をつとめて平易、明快にし、あわせて大都市の交通事情に対処するための規制につき検討すること。

三 罰則の適用にあたつては、本法の趣旨にのつとり、個々の具体的な事案を慎重に検討の上、適正な法の運用をはかること。

四 道路交通法違反事件の実情にかんがみ、交通事故犯の処理については、刑事罰のみによることがなく、交通事犯の行政罰手続きへの一部移行をはかること。

五 歩行者に関する事故が多発している現状にかんがみ、歩行者に対する通行方法の指導ならびに年少者に対する保護者の責任の自覚を

高めるなど交通道徳の確立につとめるとともに、交通安全教育を強力に推進すること。

六 キーブレフトの原則の採用にあたつては、わが国の道路交通の実情に即するよう(とくに歩車道の区別のないところにおいて)慎重に検討の上、実施すること。

七 安全な交通を確保するため、交通安全施設等(ガードレール、道路照明、跨道橋、安全島、道路標識、信号機等)を早急に拡充整備し、そのための十分な財政措置を講ずること。

八 物件の路上放置、青空車庫による違法駐車等道路の不正使用およびネオンサイン、広告板等の違法工作物を排除し、交通環境を整備すること。

九 駐用者および車両運行管理者に対して、本法の趣旨にのつとり、その雇用する運転車に対する給与制度、労働時間、休養施設等労務管理の改善に特に意を用いるよう強力に指導すること。

一〇 ダンプカー等大型自動車の運転者の資格年齢および運転経験期間等につき再検討すること。

一一 運転免許に対する取消および停止の処分の全国的な齊一化と運転免許取得制度をすみやかに改善すること。

一二 運転免許試験の方法の改善、指定自動車教習所の充実強化等、運転免許試験の実施をはかること。

一三 道路交通の安全と円滑をはかるため、地方自治体に諸機関と

して、交通安全対策委員会を設けるよう指導すること。

右決議する。

して、交通道徳の確立につとめるとともに、交通安全教育を強力に推進すること。

右決議する。